

## 第22期第14回福岡県有明海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和5年3月28日(月)

2 場 所 福岡県有明海水産会館  
(柳川市三橋町高畑271 TEL 0944-73-6166)

### 3 議 題

- (1) 農林水産大臣管轄漁場における共同漁業、区画漁業の漁場計画案について(答申) 資料1
- (2) 福岡県有明海区における共同漁業、区画漁業の漁場計画案について(答申) 資料2
- (3) 福岡県漁業調整規則改正について(諮問) 資料3
- (4) 会長、副会長の互選について(協議) 資料4
- (5) 第22期第2回福岡県連合海区漁業調整委員会について(報告) 資料5
- (6) ノリ養殖の概況について 資料6
- (7) その他

資料 1  
(22期14回有明漁調委)  
(令和5年3月28日)

4水管第2546号—6

令和5年2月22日

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

漁業法第64条第4項に基づく海区漁場計画の案の諮問について

このことについて、別添のとおり漁業法（昭和24年法律第267号）第62条に基づく海区漁場計画を定めたいので、同法第64条第4項及び第183条の規定に基づき、貴委員会の意見を求める。

なお、意見は令和5年4月21日までに提出願いたい。





# 海区漁場計画(案)

(令和5年9月1日免許)

農林水産大臣管轄漁場





1 海区漁場計画を下記のとおり定め、公示する。

(1) 漁業権に関する事項 (共同漁業権)

○ 公示番号 農共第1号

ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先 (有明海に限る。)

イ 漁場の区域 次の(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)及び(ア)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

(ア) 北緯33度9分9秒東経130度21分21秒の点(基点第1号と基点第2号とを結んだ直線上の中央点)

(イ) 北緯32度59分48秒東経130度23分20秒の点((ア)から熊本県三角岳山頂を見通した線と基点第3号から佐賀県藤津郡太良町大字大浦甲字竹崎竹崎島に設置された夜灯鼻灯台を見通した線との交点)

(ウ) 北緯32度58分55秒東経130度19分41秒の点((ア)から長崎県雲仙岳一等三角点を見通した線と基点第3号から佐賀県藤津郡太良町大字大浦甲字竹崎竹崎島に設置された夜灯鼻灯台を見通した線との交点)

(エ) 北緯32度58分47秒東経130度19分40秒の点((ア)から長崎県雲仙岳一等三角点を見通した線と基点第3号から佐賀県藤津郡太良町大字大浦甲字竹崎竹崎島南西端を見通した線との交点)

(オ) 北緯32度57分50秒東経130度13分48秒の点(基点第4号と(ア)を結ぶ直線上、基点第4号から1,000メートルの点)

基点第1号 北緯33度9分19秒東経130度21分39秒(福岡県柳川市七ツ家の南西角に設置された有明海佐賀福岡両県漁場境界標石柱)

基点第2号 北緯33度8分59秒東経130度21分3秒(佐賀県佐賀市川副町大字大詫間字元治搦の南東角に設置された有明海佐賀福岡両県漁場境界標石柱)

基点第3号 北緯33度0分18秒東経130度25分25秒(福岡県熊本県の境界四ツ山山上の大牟田市四山町と荒尾市大字大島の境界に設置された両県境界標石柱)

基点第4号 北緯32度57分22秒東経130度13分29秒(佐賀県藤津郡太良町大字大浦甲字竹崎竹崎島東端に設置された標柱)

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	かき漁業	1月1日から12月31日まで
	あさり漁業	同上
	からすがい漁業	同上
	はまぐり漁業	同上
	ばい漁業	同上
	あかがい漁業	同上
	くまさるぼう漁業	同上

漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
第一種共同漁業	もがい漁業	1月1日から12月31日まで
	にし漁業	同上
	たいらぎ漁業	10月1日から翌年5月31日まで
	しおふき漁業	1月1日から12月31日まで
	あげまき漁業	同上
	まてがい漁業	同上
	うみたけ漁業	同上
	はいがい漁業	同上
	たこ漁業	同上
	餌むし漁業	同上
	しゃこ漁業	同上
	いそぎんちやく漁業	同上
	しゃみせんがい漁業	同上
	第二種共同漁業	三尺網漁業
あみもじ網漁業		同上
こうもり網漁業		同上
待網漁業(繁網及び手押網漁業を含む。)		同上
かにかご漁業		同上
いかかご漁業		同上
あなごかご漁業(釜 <small>せん</small> を使用するものを含む。)		同上
うなぎかご漁業(釜 <small>せん</small> を使用するものを含む。)		同上

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 福岡県久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、同高田町、大牟田市、佐賀県神埼市千代田町、佐賀市(三瀬村、富士町及び大和町を除く。)、小城市芦刈町、杵島郡白石町、同江北町、鹿島市、藤津郡太良町、嬉野市塩田町

カ 条件

(ア) 三尺網漁業に使用する網は、長さ500メートル以内、網幅1.5メートル以内、操業時の網の高さ1メートル以内、網目は3.4センチメートル以上でなければならない。

(イ) 同一人で1箇統を超える三尺網漁業を営んではならない。

## (2) 漁業権に関する事項 (区画漁業権)

① 公示番号 農区第201号

ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先(有明海に限る。)

イ 漁場の区域 次の(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)及び(ア)の各点

を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- (ア) 北緯 33 度 7 分 17 秒東経 130 度 19 分 57 秒の点
- (イ) 北緯 33 度 7 分 12 秒東経 130 度 20 分 16 秒の点
- (ウ) 北緯 33 度 6 分 52 秒東経 130 度 20 分 8 秒の点
- (エ) 北緯 33 度 6 分 38 秒東経 130 度 20 分 1 秒の点
- (オ) 北緯 33 度 6 分 26 秒東経 130 度 19 分 48 秒の点
- (カ) 北緯 33 度 6 分 28 秒東経 130 度 19 分 43 秒の点
- (キ) 北緯 33 度 6 分 44 秒東経 130 度 19 分 44 秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業 (のりひび建養殖業)

漁業時期 9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 佐賀県佐賀市川副町大字大詫間、同早津江、同早津江津

② 公示番号 農区第 202 号

ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先 (有明海に限る。)

イ 漁場の区域 次の (ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ) 及び (ア) の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- (ア) 北緯 33 度 7 分 27 秒東経 130 度 20 分 46 秒の点
- (イ) 北緯 33 度 7 分 23 秒東経 130 度 21 分 1 秒の点
- (ウ) 北緯 33 度 6 分 34 秒東経 130 度 20 分 49 秒の点
- (エ) 北緯 33 度 6 分 38 秒東経 130 度 20 分 16 秒の点
- (オ) 北緯 33 度 7 分 26 秒東経 130 度 20 分 30 秒の点
- (カ) 北緯 33 度 7 分 36 秒東経 130 度 20 分 47 秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業 (のりひび建養殖業)

漁業時期 9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 佐賀県佐賀市諸富町、同川副町大字大詫間、同犬井道、同鹿江、神崎市千代田町

③ 公示番号 農区第 203 号

ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先 (有明海に限る。)

イ 漁場の区域 次の (ア)、(イ)、(ウ)、(エ) 及び (ア) の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- (ア) 北緯 33 度 6 分 37 秒東経 130 度 20 分 14 秒の点
- (イ) 北緯 33 度 6 分 32 秒東経 130 度 20 分 49 秒の点
- (ウ) 北緯 33 度 6 分 3 秒東経 130 度 20 分 39 秒の点
- (エ) 北緯 33 度 6 分 6 秒東経 130 度 20 分 14 秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業 (のりひび建養殖業)

漁業時期 9月1日から翌年4月30日まで  
エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
オ 関係地区 佐賀県佐賀市諸富町、同川副町大字大詫間

④ 公示番号 農区第204号

ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先（有明海に限る。）  
イ 漁場の区域 次の（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）、（オ）、（カ）、（キ）、（ク）、（ケ）及び  
（ア）の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域  
（ア）北緯33度6分33秒東経130度20分9秒の点  
（イ）北緯33度5分51秒東経130度20分8秒の点  
（ウ）北緯33度4分4秒東経130度19分36秒の点  
（エ）北緯33度4分8秒東経130度19分1秒の点  
（オ）北緯33度4分14秒東経130度19分3秒の点  
（カ）北緯33度4分15秒東経130度18分57秒の点  
（キ）北緯33度4分52秒東経130度18分59秒の点  
（ク）北緯33度5分6秒東経130度19分2秒の点  
（ケ）北緯33度6分3秒東経130度19分20秒の点  
ウ 漁業の種類及び漁業時期  
漁業の種類 第一種区画漁業（のりひび建養殖業）  
漁業時期 9月1日から翌年4月30日まで  
エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権  
オ 関係地区 佐賀県佐賀市諸富町、同川副町、神崎市千代田町

⑤ 公示番号 農区第207号

ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先（有明海に限る。）  
イ 漁場の区域 次の（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）、（オ）、（カ）、（キ）及び（ア）の各点を  
順次に結んだ線によって囲まれた区域。ただし、（ク）、（ケ）、（コ）、（サ）、（ク）の各  
点、（シ）、（ス）、（セ）、（ソ）、（シ）の各点及び（タ）、（チ）、（ツ）、（キ）、（タ）の各  
点を順次に結んだ線によって囲まれたそれぞれの区域を除く。  
（ア）北緯33度7分38秒東経130度21分10秒の点  
（イ）北緯33度7分34秒東経130度21分29秒の点  
（ウ）北緯33度6分54秒東経130度21分26秒の点  
（エ）北緯33度6分13秒東経130度21分17秒の点  
（オ）北緯33度5分57秒東経130度20分53秒の点  
（カ）北緯33度6分9秒東経130度20分47秒の点  
（キ）北緯33度6分36秒東経130度20分54秒の点  
（ク）北緯33度7分36秒東経130度21分19秒の点  
（ケ）北緯33度7分36秒東経130度21分21秒の点  
（コ）北緯33度5分59秒東経130度20分55秒の点  
（サ）北緯33度5分58秒東経130度20分54秒の点  
（シ）北緯33度7分8秒東経130度21分2秒の点

- (ス) 北緯 33 度 7 分 4 秒東経 130 度 21 分 27 秒の点
- (セ) 北緯 33 度 7 分 3 秒東経 130 度 21 分 27 秒の点
- (ソ) 北緯 33 度 7 分 7 秒東経 130 度 21 分 2 秒の点
- (タ) 北緯 33 度 6 分 38 秒東経 130 度 20 分 54 秒の点
- (チ) 北緯 33 度 6 分 33 秒東経 130 度 21 分 21 秒の点
- (ツ) 北緯 33 度 6 分 32 秒東経 130 度 21 分 21 秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業 (のりひび建養殖業)

漁業時期 9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 福岡県久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、同高田町、大牟田市

⑥ 公示番号 農区第 208 号

ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先 (有明海に限る。)

イ 漁場の区域 次の (ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ) 及び (ア) の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。ただし、(キ)、(ク)、(ウ)、(カ) 及び (キ) の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除く。

- (ア) 北緯 33 度 7 分東経 130 度 21 分 36 秒の点
- (イ) 北緯 33 度 7 分 6 秒東経 130 度 21 分 53 秒の点
- (ウ) 北緯 33 度 6 分 24 秒東経 130 度 21 分 46 秒の点
- (エ) 北緯 33 度 5 分 52 秒東経 130 度 21 分 41 秒の点
- (オ) 北緯 33 度 6 分 8 秒東経 130 度 21 分 24 秒の点
- (カ) 北緯 33 度 6 分 27 秒東経 130 度 21 分 27 秒の点
- (キ) 北緯 33 度 6 分 28 秒東経 130 度 21 分 28 秒の点
- (ク) 北緯 33 度 6 分 26 秒東経 130 度 21 分 46 秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業 (のりひび建養殖業)

漁業時期 9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 福岡県久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、同高田町、大牟田市

⑦ 公示番号 農区第 209 号

ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先 (有明海に限る。)

イ 漁場の区域 次の (ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)、(ク)、(ケ)、(コ)、(サ) 及び (ア) の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。ただし、(ア)、(イ)、(ス)、(カ)、(ア) の各点及び (コ)、(エ)、(シ)、(ケ)、(コ) の各点を順次に結んだ線によって囲まれたそれぞれの区域を除く。

- (ア) 北緯 33 度 6 分 9 秒東経 130 度 21 分 17 秒の点
- (イ) 北緯 33 度 6 分 10 秒東経 130 度 21 分 18 秒の点

- (ウ) 北緯 33 度 5 分 39 秒東経 130 度 21 分 46 秒の点
- (エ) 北緯 33 度 5 分 8 秒東経 130 度 21 分 41 秒の点
- (オ) 北緯 33 度 4 分 48 秒東経 130 度 21 分 40 秒の点
- (カ) 北緯 33 度 4 分 47 秒東経 130 度 21 分 35 秒の点
- (キ) 北緯 33 度 4 分 37 秒東経 130 度 21 分 37 秒の点
- (ク) 北緯 33 度 4 分 36 秒東経 130 度 21 分 26 秒の点
- (ケ) 北緯 33 度 5 分 3 秒東経 130 度 21 分 18 秒の点
- (コ) 北緯 33 度 5 分 4 秒東経 130 度 21 分 18 秒の点
- (サ) 北緯 33 度 5 分 55 秒東経 130 度 20 分 54 秒の点
- (シ) 北緯 33 度 5 分 6 秒東経 130 度 21 分 41 秒の点
- (ス) 北緯 33 度 4 分 48 秒東経 130 度 21 分 36 秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業 (のりひび建養殖業)

漁業時期 9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 福岡県久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、同高田町、大牟田市

⑧ 公示番号 農区第 210 号

ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先 (有明海に限る。)

イ 漁場の区域 次の (ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ) 及び (ア) の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。ただし、(キ)、(ク)、(ケ)、(コ)、(キ) の各点、(サ)、(シ)、(ス)、(セ)、(サ) の各点、(ソ)、(タ)、(チ)、(ツ)、(ソ) の各点、(テ)、(ト)、(ナ)、(ニ)、(テ) の各点、(ヌ)、(ネ)、(ノ)、(ハ)、(ヌ) の各点及び (ヒ)、(フ)、(ヘ)、(ホ)、(ヒ) の各点を順次に結んだ線によって囲まれたそれぞれの区域を除く。

- (ア) 北緯 33 度 6 分 4 秒東経 130 度 20 分 43 秒の点
- (イ) 北緯 33 度 6 分 4 秒東経 130 度 20 分 45 秒の点
- (ウ) 北緯 33 度 4 分 54 秒東経 130 度 21 分 17 秒の点
- (エ) 北緯 33 度 4 分 22 秒東経 130 度 21 分 24 秒の点
- (オ) 北緯 33 度 3 分 51 秒東経 130 度 21 分 25 秒の点
- (カ) 北緯 33 度 3 分 58 秒東経 130 度 20 分 25 秒の点
- (キ) 北緯 33 度 5 分 39 秒東経 130 度 20 分 56 秒の点
- (ク) 北緯 33 度 5 分 37 秒東経 130 度 20 分 57 秒の点
- (ケ) 北緯 33 度 3 分 56 秒東経 130 度 20 分 42 秒の点
- (コ) 北緯 33 度 3 分 56 秒東経 130 度 20 分 41 秒の点
- (サ) 北緯 33 度 5 分 11 秒東経 130 度 21 分 9 秒の点
- (シ) 北緯 33 度 5 分 9 秒東経 130 度 21 分 10 秒の点
- (ス) 北緯 33 度 3 分 54 秒東経 130 度 20 分 59 秒の点
- (セ) 北緯 33 度 3 分 54 秒東経 130 度 20 分 58 秒の点
- (ソ) 北緯 33 度 5 分 36 秒東経 130 度 20 分 39 秒の点

- (タ) 北緯 33 度 5 分 34 秒東経 130 度 20 分 58 秒の点
- (チ) 北緯 33 度 5 分 33 秒東経 130 度 20 分 59 秒の点
- (ツ) 北緯 33 度 5 分 35 秒東経 130 度 20 分 39 秒の点
- (テ) 北緯 33 度 5 分 9 秒東経 130 度 20 分 35 秒の点
- (ト) 北緯 33 度 5 分 6 秒東経 130 度 21 分 12 秒の点
- (ナ) 北緯 33 度 5 分 2 秒東経 130 度 21 分 13 秒の点
- (ニ) 北緯 33 度 5 分 6 秒東経 130 度 20 分 35 秒の点
- (ヌ) 北緯 33 度 4 分 41 秒東経 130 度 20 分 31 秒の点
- (ネ) 北緯 33 度 4 分 35 秒東経 130 度 21 分 21 秒の点
- (ノ) 北緯 33 度 4 分 32 秒東経 130 度 21 分 22 秒の点
- (ハ) 北緯 33 度 4 分 38 秒東経 130 度 20 分 30 秒の点
- (ヒ) 北緯 33 度 4 分 20 秒東経 130 度 20 分 28 秒の点
- (フ) 北緯 33 度 4 分 14 秒東経 130 度 21 分 24 秒の点
- (ヘ) 北緯 33 度 4 分 12 秒東経 130 度 21 分 24 秒の点
- (ホ) 北緯 33 度 4 分 19 秒東経 130 度 20 分 27 秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業 (のりひび建養殖業)

漁業時期 9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 福岡県久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、同高田町、大牟田市

⑨ 公示番号 農区第 211 号

ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先 (有明海に限る。)

イ 漁場の区域 次の (ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ) 及び (ア) の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域。ただし、(カ)、(ネ)、(ヌ)、(コ)、(カ) の各点、(キ)、(ク)、(ケ)、(カ)、(キ) の各点、(サ)、(シ)、(ス)、(セ)、(サ) の各点、(ソ)、(タ)、(チ)、(ツ)、(ソ) の各点及び (テ)、(ト)、(ナ)、(ニ)、(テ) の各点を順次に結んだ線によって囲まれたそれぞれの区域を除く。

- (ア) 北緯 33 度 6 分 2 秒東経 130 度 20 分 29 秒の点
- (イ) 北緯 33 度 6 分 1 秒東経 130 度 20 分 40 秒の点
- (ウ) 北緯 33 度 3 分 59 秒東経 130 度 20 分 21 秒の点
- (エ) 北緯 33 度 4 分 3 秒東経 130 度 19 分 42 秒の点
- (オ) 北緯 33 度 5 分 40 秒東経 130 度 20 分 10 秒の点
- (カ) 北緯 33 度 5 分 37 秒東経 130 度 20 分 24 秒の点
- (キ) 北緯 33 度 5 分 39 秒東経 130 度 20 分 24 秒の点
- (ク) 北緯 33 度 5 分 37 秒東経 130 度 20 分 36 秒の点
- (ケ) 北緯 33 度 5 分 36 秒東経 130 度 20 分 36 秒の点
- (コ) 北緯 33 度 5 分 38 秒東経 130 度 20 分 23 秒の点
- (サ) 北緯 33 度 5 分 15 秒東経 130 度 20 分 3 秒の点
- (シ) 北緯 33 度 5 分 11 秒東経 130 度 20 分 32 秒の点



- (ス) 北緯 33 度 5 分 8 秒東経 130 度 20 分 31 秒の点
- (セ) 北緯 33 度 5 分 12 秒東経 130 度 20 分 2 秒の点
- (ソ) 北緯 33 度 4 分 47 秒東経 130 度 19 分 54 秒の点
- (タ) 北緯 33 度 4 分 42 秒東経 130 度 20 分 28 秒の点
- (チ) 北緯 33 度 4 分 40 秒東経 130 度 20 分 27 秒の点
- (ツ) 北緯 33 度 4 分 44 秒東経 130 度 19 分 53 秒の点
- (テ) 北緯 33 度 4 分 27 秒東経 130 度 19 分 48 秒の点
- (ト) 北緯 33 度 4 分 22 秒東経 130 度 20 分 25 秒の点
- (ナ) 北緯 33 度 4 分 20 秒東経 130 度 20 分 24 秒の点
- (ニ) 北緯 33 度 4 分 25 秒東経 130 度 19 分 48 秒の点
- (ヌ) 北緯 33 度 4 分 1 秒東経 130 度 20 分 2 秒の点
- (ネ) 北緯 33 度 4 分 1 秒東経 130 度 20 分 4 秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業 (のりひび建養殖業)

漁業時期 9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 福岡県久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、同高田町、大牟田市

⑩ 公示番号 農区第 212 号

ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先 (有明海に限る。)

イ 漁場の区域 次の (ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ) 及び (ア) の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- (ア) 北緯 33 度 7 分 40 秒東経 130 度 21 分 1 秒の点
- (イ) 北緯 33 度 7 分 39 秒東経 130 度 21 分 5 秒の点
- (ウ) 北緯 33 度 7 分 23 秒東経 130 度 21 分 1 秒の点
- (エ) 北緯 33 度 7 分 27 秒東経 130 度 20 分 47 秒の点
- (オ) 北緯 33 度 7 分 37 秒東経 130 度 20 分 49 秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業 (のりひび建養殖業)

漁業時期 9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 福岡県大川市大字向島、同酒見、同榎津、同小保、同津、同一木、同紅粉屋、同新田 (字北町、同大上、同龍城、同渡場及び同二本松を除く。)

⑪ 公示番号 農区第 213 号

ア 漁場の位置 福岡県及び佐賀県の地先 (有明海に限る。)

イ 漁場の区域 次の (ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ) 及び (ア) の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- (ア) 北緯 33 度 6 分 4 秒東経 130 度 20 分 14 秒の点
- (イ) 北緯 33 度 6 分 3 秒東経 130 度 20 分 28 秒の点

(ウ) 北緯 33 度 5 分 39 秒東経 130 度 20 分 23 秒の点

(エ) 北緯 33 度 5 分 41 秒東経 130 度 20 分 10 秒の点

(オ) 北緯 33 度 5 分 52 秒東経 130 度 20 分 14 秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業 (のりひび建養殖業)

漁業時期 9 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 福岡県大川市大字向島、同酒見、同榎津、同小保、同津、同一木、同紅粉屋、同新田 (字北町、同大上、同龍城、同渡場及び同二本松を除く。)

2 漁場の図面

別添のとおり

3 漁業の免許予定日

令和 5 年 9 月 1 日

4 3 の申請期間

令和 5 年 6 月 1 日から同年 7 月 3 日まで

5 免許の存続期間

共同漁業権については、令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで

区画漁業権については、令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで

6 類似漁業権以外の漁業権

なし

# 農林水産大臣管轄漁場

## 漁場連絡図

縮尺  $\frac{1}{33,000}$



佐賀市川副町大井道

早津江川

佐賀市川副町大蛇間

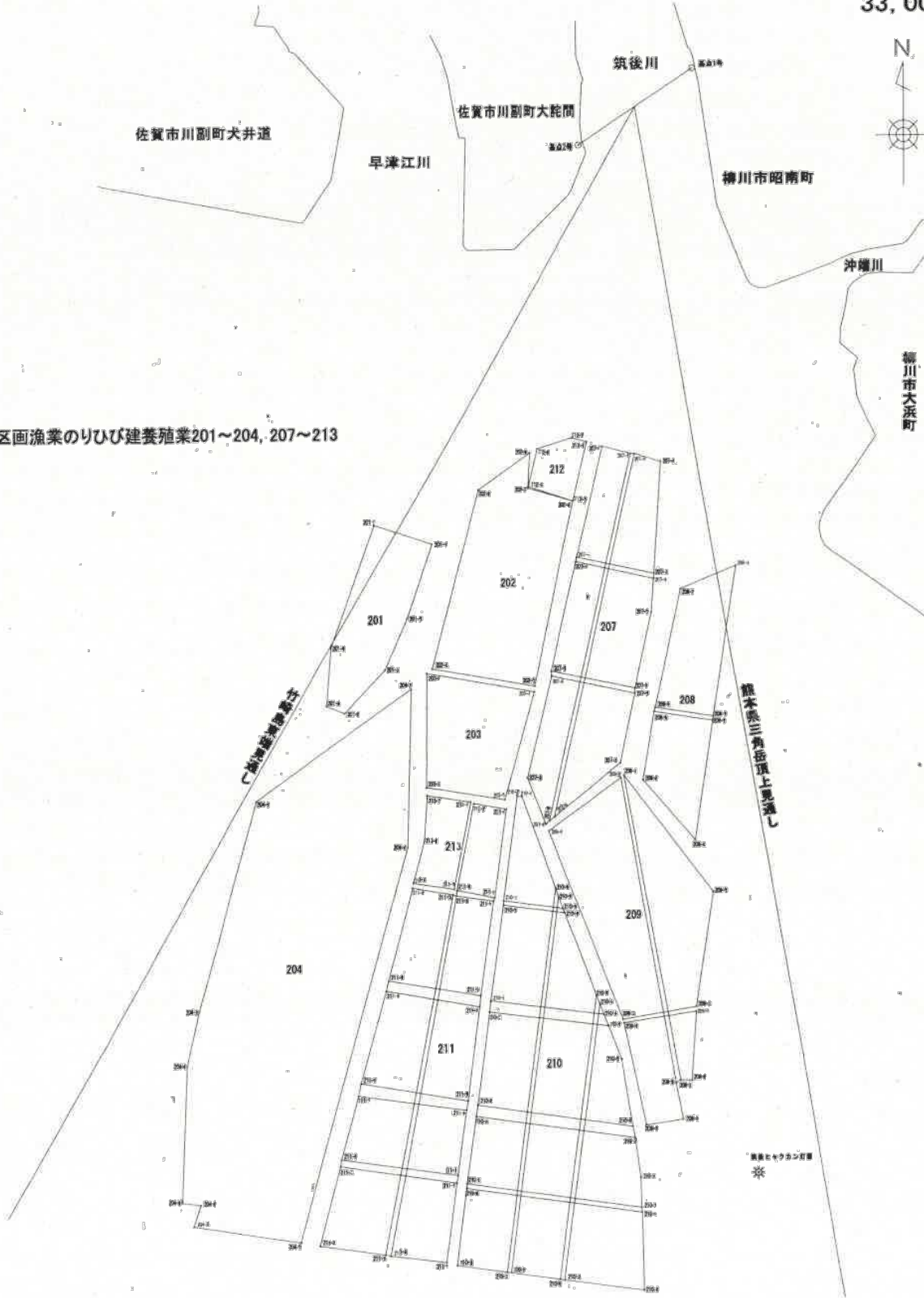
筑後川

横川市昭南町

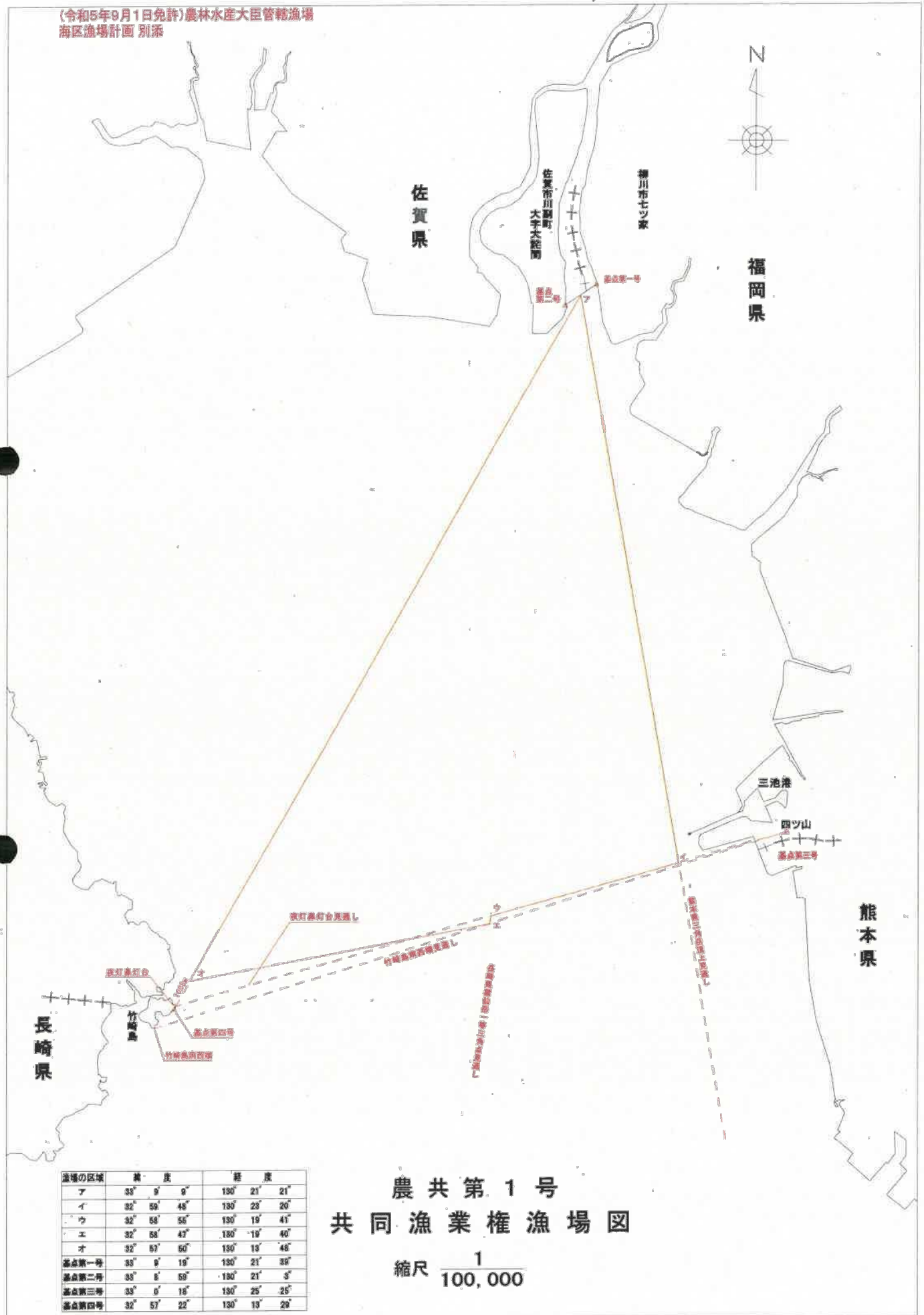
沖繩川

福川市大浜町

第1種区画漁業のりひび建養殖業201~204, 207~213



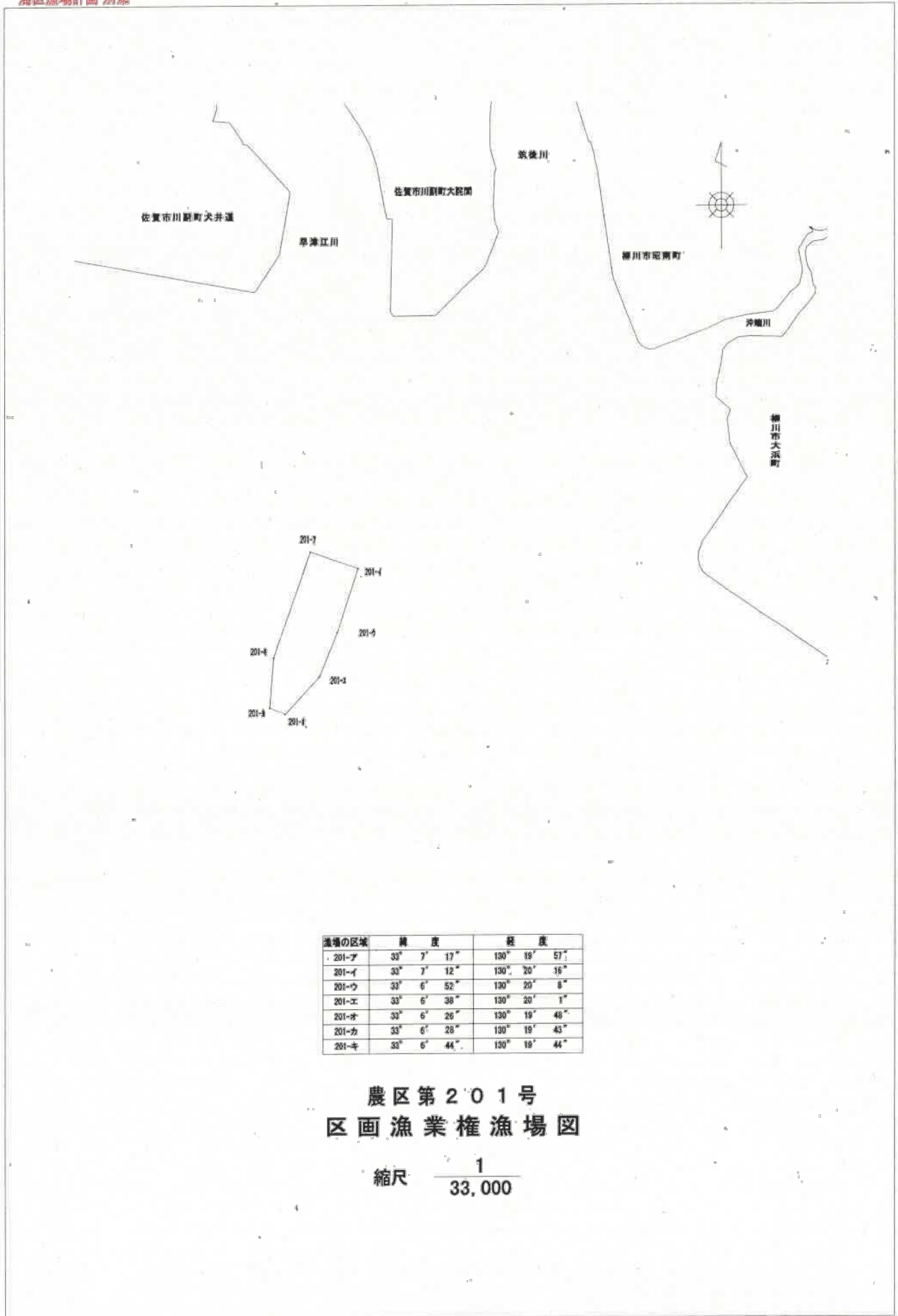
(令和5年9月1日免許)農林水産大臣管轄漁場  
海区漁場計画 別添

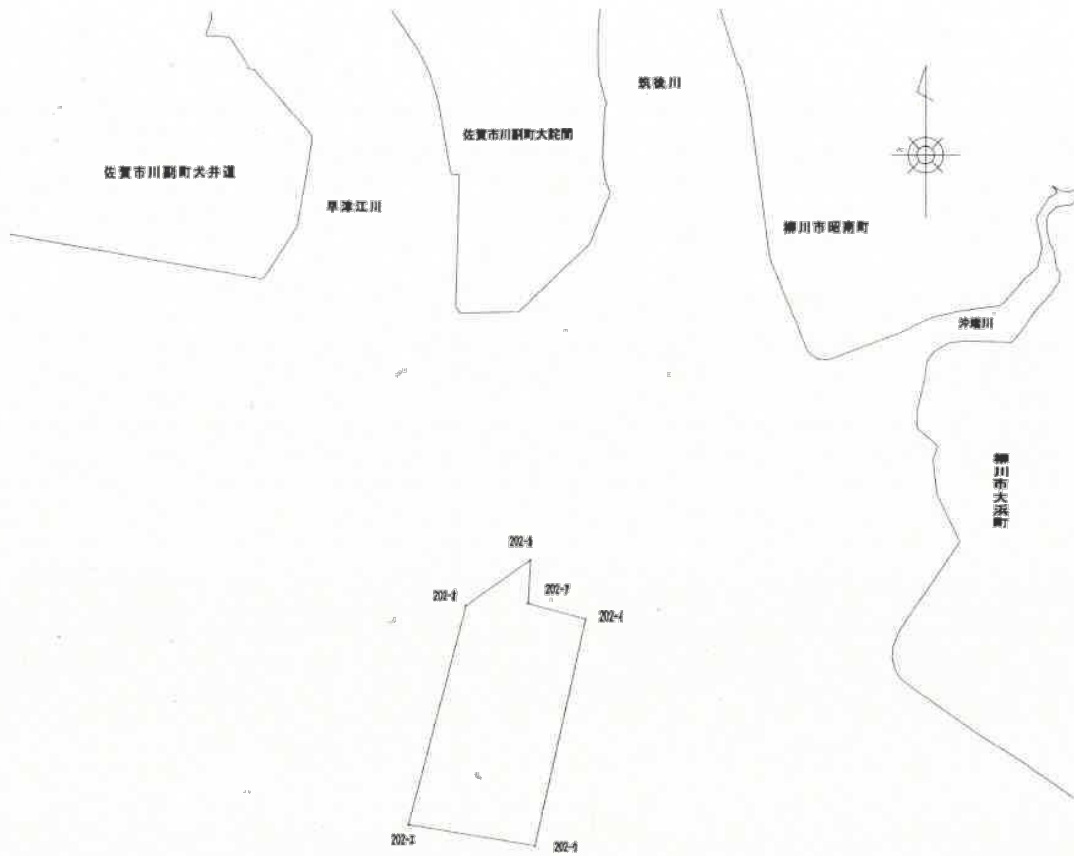


漁場の区域	緯 度	経 度
ア	33° 9' 9"	130° 21' 21"
イ	32° 59' 48"	130° 23' 20"
ウ	32° 58' 55"	130° 19' 41"
エ	32° 58' 47"	130° 19' 40"
オ	32° 57' 50"	130° 19' 45"
基点第一号	33° 9' 19"	130° 21' 39"
基点第二号	33° 8' 59"	130° 21' 3"
基点第三号	33° 9' 16"	130° 25' 25"
基点第四号	32° 57' 22"	130° 19' 29"

農 共 第 1 号  
共 同 漁 業 権 漁 場 図

縮尺  $\frac{1}{100,000}$

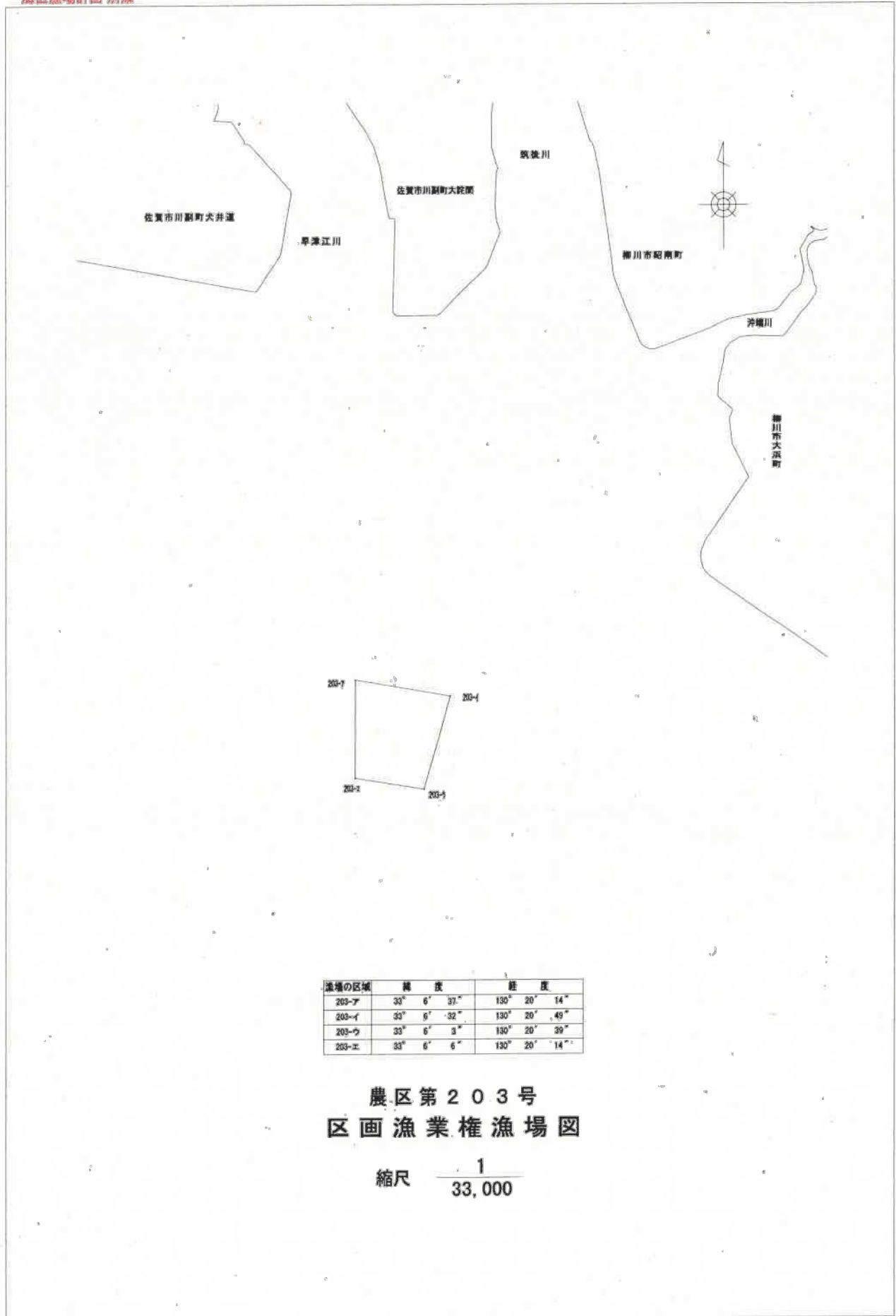




漁場の区域	緯 度	経 度
202-ア	33° 7' 27"	130° 20' 46"
202-イ	33° 7' 23"	130° 21' 1"
202-ウ	33° 6' 34"	130° 20' 49"
202-エ	33° 6' 38"	130° 20' 16"
202-オ	33° 7' 26"	130° 20' 30"
202-カ	33° 7' 36"	130° 20' 47"

農区第202号  
区画漁業権漁場図

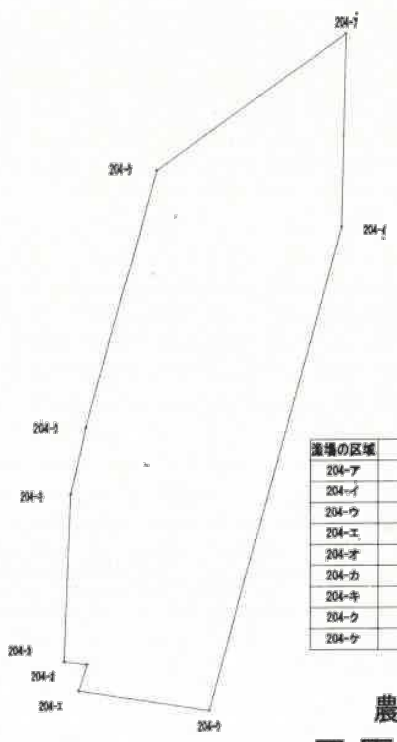
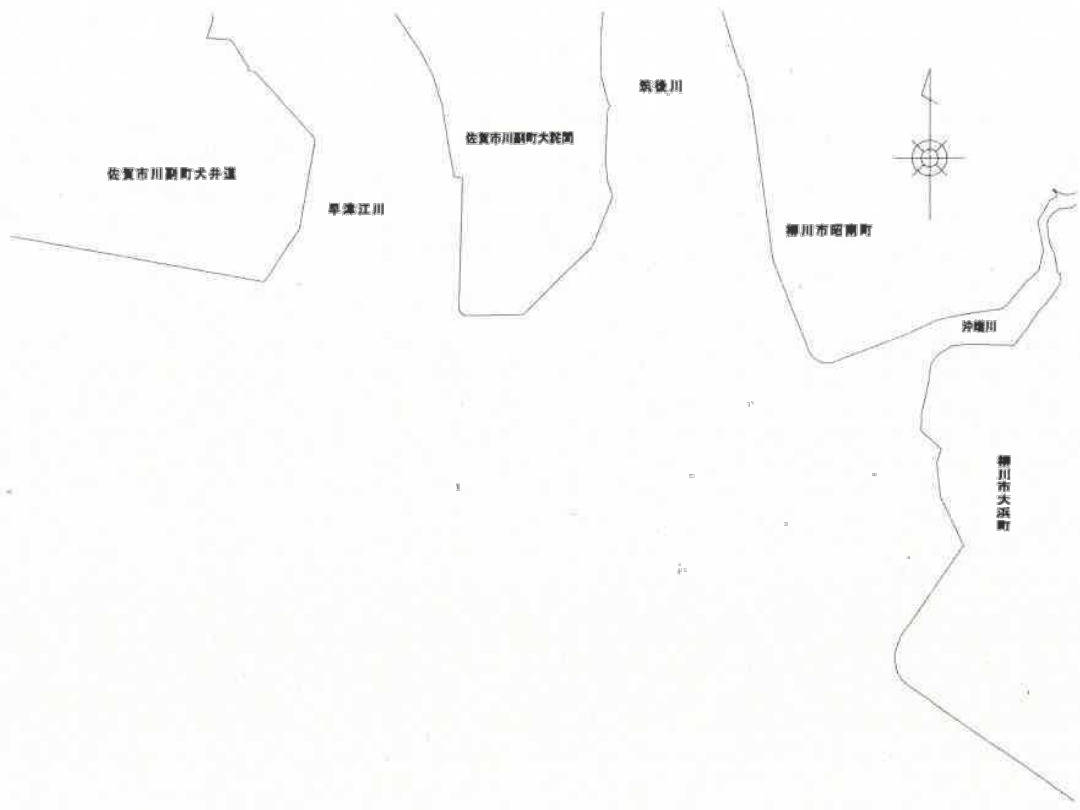
縮尺  $\frac{1}{33,000}$



漁場の区域	緯 度	経 度
203-ア	33° 6' 37"	130° 20' 14"
203-イ	33° 6' 32"	130° 20' 49"
203-ウ	33° 6' 3"	130° 20' 39"
203-エ	33° 6' 6"	130° 20' 14"

農区第203号  
区画漁業権漁場図

縮尺  $\frac{1}{33,000}$

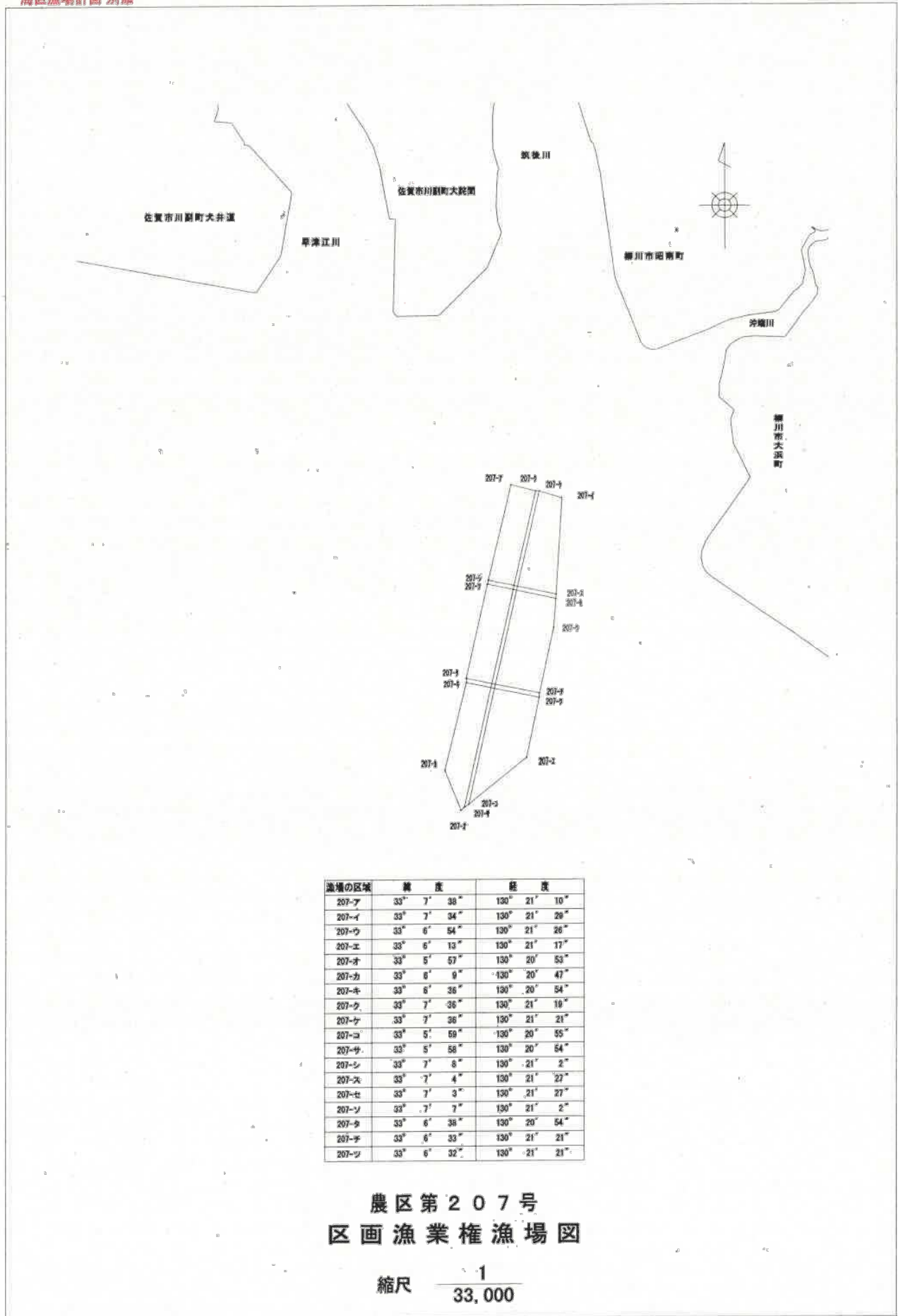


漁場の区域	緯 度	経 度
204-ア	33° 6' 33"	130° 20' 9"
204-イ	33° 5' 51"	130° 20' 8"
204-ウ	33° 4' 4"	130° 19' 36"
204-エ	33° 4' 8"	130° 19' 1"
204-オ	33° 4' 14"	130° 19' 3"
204-カ	33° 4' 15"	130° 18' 57"
204-キ	33° 4' 52"	130° 18' 59"
204-ク	33° 5' 6"	130° 19' 2"
204-ケ	33° 6' 3"	130° 19' 20"

農区第204号  
 区画漁業権漁場図

縮尺  $\frac{1}{33,000}$

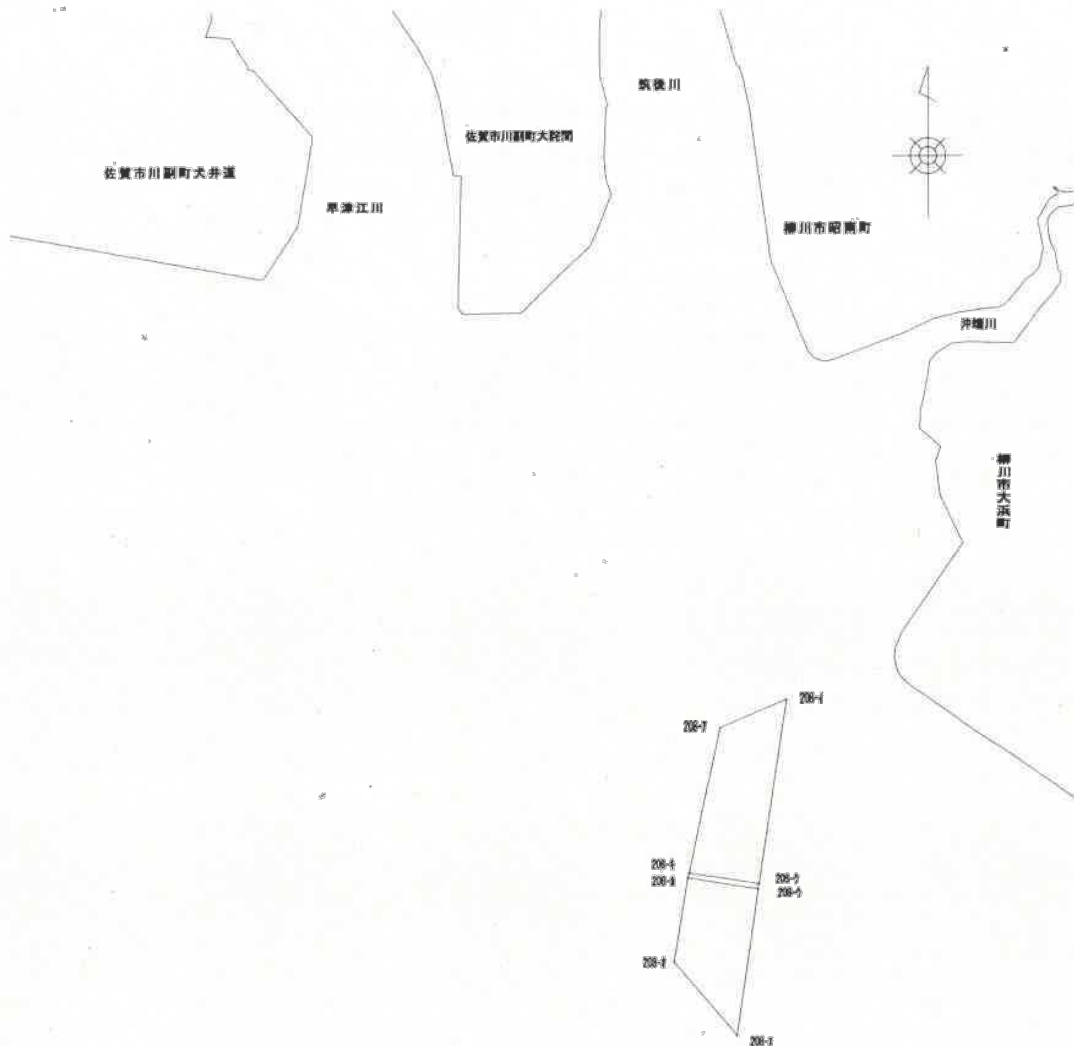




漁場の区域	緯 度	経 度
207-ア	33° 7' 38"	130° 21' 10"
207-イ	33° 7' 34"	130° 21' 28"
207-ウ	33° 6' 54"	130° 21' 28"
207-エ	33° 6' 13"	130° 21' 17"
207-オ	33° 5' 57"	130° 20' 53"
207-カ	33° 6' 9"	130° 20' 47"
207-キ	33° 6' 36"	130° 20' 54"
207-ク	33° 7' 36"	130° 21' 19"
207-ケ	33° 7' 36"	130° 21' 21"
207-コ	33° 5' 59"	130° 20' 55"
207-サ	33° 5' 58"	130° 20' 54"
207-シ	33° 7' 8"	130° 21' 2"
207-ス	33° 7' 4"	130° 21' 22"
207-セ	33° 7' 3"	130° 21' 27"
207-ソ	33° 7' 7"	130° 21' 2"
207-タ	33° 6' 38"	130° 20' 54"
207-チ	33° 6' 33"	130° 21' 21"
207-ツ	33° 6' 32"	130° 21' 21"

農区第207号  
区画漁業権漁場図

縮尺  $\frac{1}{33,000}$



漁場の区域	緯 度	経 度
208-ア	33° 7' 0"	130° 21' 36"
208-イ	33° 7' 6"	130° 21' 53"
208-ウ	33° 6' 24"	130° 21' 46"
208-エ	33° 5' 52"	130° 21' 41"
208-オ	33° 6' 8"	130° 21' 24"
208-カ	33° 6' 27"	130° 21' 27"
208-キ	33° 6' 28"	130° 21' 28"
208-ク	33° 6' 26"	130° 21' 46"

農区第208号  
区画漁業権漁場図

縮尺  $\frac{1}{33,000}$

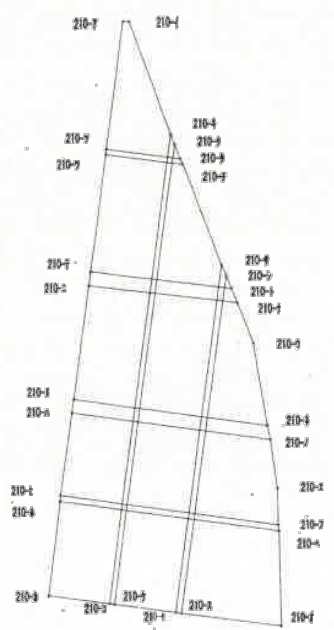




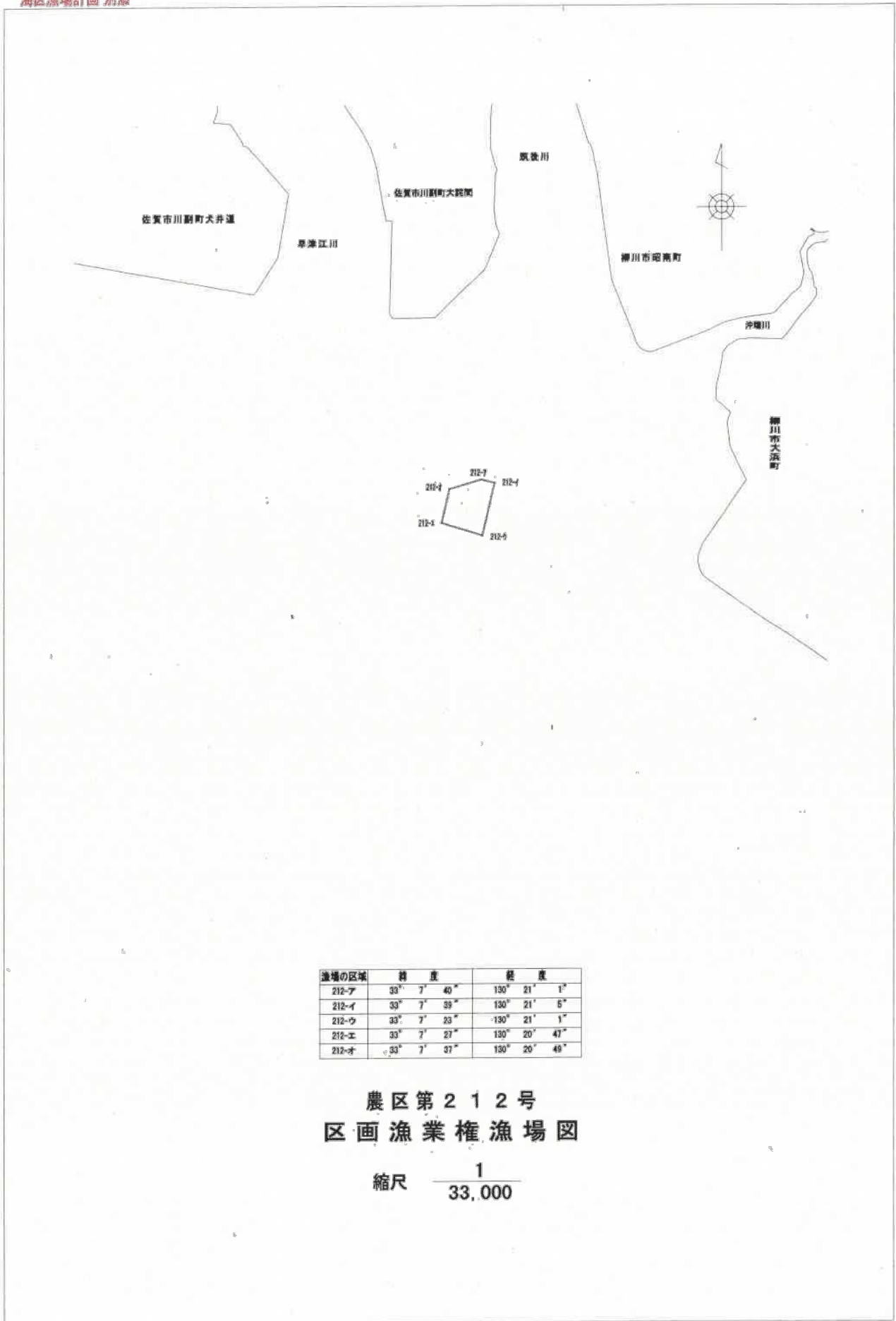
農区第210号  
区画漁業権漁場図

縮尺  $\frac{1}{33,000}$

漁場の区域	緯 度	経 度
210-ア	33° 6' 4"	130° 20' 43"
210-イ	33° 6' 4"	130° 20' 45"
210-ウ	33° 4' 54"	130° 21' 17"
210-エ	33° 4' 22"	130° 21' 24"
210-オ	33° 3' 51"	130° 21' 25"
210-カ	33° 3' 58"	130° 20' 25"
210-キ	33° 5' 33"	130° 20' 56"
210-ク	33° 5' 37"	130° 20' 57"
210-ケ	33° 3' 56"	130° 20' 42"
210-コ	33° 3' 59"	130° 20' 41"
210-サ	33° 5' 11"	130° 21' 9"
210-シ	33° 5' 9"	130° 21' 10"
210-ス	33° 3' 54"	130° 20' 59"
210-セ	33° 3' 54"	130° 20' 59"
210-ソ	33° 5' 36"	130° 20' 39"
210-タ	33° 5' 34"	130° 20' 58"
210-チ	33° 5' 33"	130° 20' 59"
210-ツ	33° 5' 35"	130° 20' 39"
210-テ	33° 5' 9"	130° 20' 35"
210-ト	33° 5' 6"	130° 21' 12"
210-ナ	33° 5' 2"	130° 21' 13"
210-ニ	33° 5' 6"	130° 20' 35"
210-ヌ	33° 4' 41"	130° 20' 31"
210-ネ	33° 4' 35"	130° 21' 21"
210-ノ	33° 4' 32"	130° 21' 22"
210-ハ	33° 4' 38"	130° 20' 30"
210-ヒ	33° 4' 20"	130° 20' 28"
210-フ	33° 4' 14"	130° 21' 24"
210-ヘ	33° 4' 12"	130° 21' 24"
210-ホ	33° 4' 19"	130° 20' 27"





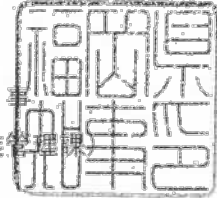




4漁管第4879号  
令和5年2月27日

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 殿

福岡県知事  
(農林水産部水産局漁業管理課)



福岡県有明海区における海区漁場計画について (諮問)

このことについて、別添のとおり漁業法(昭和24年法律第267号)第6.2条に基づく海区漁場計画を定めたいので、同法第6.4.条第4項の規定により、貴委員会の意見を求めます。







# 福岡県有明海区漁場計画（案）

令和5年3月

福岡県

1 海区漁場計画を下記のとおり定め、公示する。

(1) 漁業権に関する事項（共同漁業権）

その1 公示番号 有共第1号

ア 漁場の位置 筑後川から福岡、熊本両県境界に至る間の福岡県地先（有明海）

イ 漁場の区域 次の基点第1号、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び基点第3号の各点を順次に結んだ直線並びに最大高潮時海岸線及び川岸線とによって囲まれた区域。ただし、次の表の区域及び表示河川の支流を除く。

港湾及び河川名	区域
三池港	築港内
沖端川	柳川市保加町、出の橋の下流端の線から上流
塩塚川	柳川市大和町、番所橋の下流端の線から上流
矢部川	柳川市大和町、浦島橋の下流端の線から上流
堂面川	大牟田市大字手鎌、新堂面橋の下流端の線から上流
大牟田川	河口の線から上流
諏訪川	河口の線から上流

基点第1号 福岡県柳川市七ツ家の南西角に設置された有明海佐賀、福岡両県漁場境界標石柱

基点第2号 佐賀県佐賀市川副町大字大詫間字元治搦の南東角に設置された有明海佐賀、福岡両県漁場境界標石柱

基点第3号 四ツ山二頭山山頂の福岡、熊本両県の境界標石柱

(イ) 基点第1号と基点第2号とを結んだ直線上の中央点

(ロ) (イ)から熊本県宇城市三角町、三角岳山頂を見通した線と、基点第3号から佐賀県藤津郡太良町大字大浦甲字竹崎、竹崎島、夜灯鼻灯台を見通した線との交わる点

(ハ) (ニ)から真方位330度の線と基点第3号から佐賀県藤津郡太良町大字大浦甲字竹崎、竹崎島、夜灯鼻灯台を見通した線との交わる点

(ニ) 基点第3号から佐賀県藤津郡太良町大字大浦甲字竹崎、竹崎島頂上を見通した線より基点第3号を基点として南へ5度30分、2,272メートルの点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
	はまぐり漁業	//
	かき漁業	//
	しおふき漁業	//
	あかがい漁業	//
	はいがい漁業	//
	にし漁業	//
	もがし漁業	//
	まてがし漁業	//
	あげまき漁業	//
	うみたげ漁業	//
	からすがい漁業	//
	ばい漁業	//
	だいらぎ漁業	10月1日から翌年5月31日まで
しゃみせんがい漁業	1月1日から12月31日まで	

	くまさるぼう漁業	〃
	しゃこ漁業	〃
	たこ漁業	〃
	いそぎんちやく漁業	〃
	餌むし漁業	〃
第2種共同漁業	あみもじ網漁業	1月1日から12月31日まで
	くもで網漁業	〃
	待網漁業 (繁網、手押網を含む。)	〃
	三尺網漁業	〃
	かにかご漁業	〃
	いかかご漁業	〃
	むつごろううけ漁業	〃
	あなごかご漁業(釜を使用するものを含む。)	〃
うなぎかご漁業(釜を使用するものを含む。)	〃	

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、同高田町及び大牟田市

カ 条件

(ア) 三尺網漁業

a 三尺網漁業に使用する網は、長さ500メートル以内、網幅1.5メートル以内、操業時の網の高さ1メートル以内、網目は3.4センチメートル以上でなければならない。

b 同一人で1箇統をこえる三尺網漁業を営んではならない。

(2) 漁業権に関する事項 (区画漁業権)

その1 公示番号 有区第1号

ア 漁場の位置 柳川市昭南町地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯33度08分20.8秒 東経130度21分37.8秒の点

(ロ) 北緯33度08分14.7秒 東経130度21分38.9秒の点

(ハ) 北緯33度08分15.0秒 東経130度21分45.1秒の点

(ニ) 北緯33度08分21.1秒 東経130度21分43.9秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かきひび建養殖業	1月1日から12月31日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 柳川市(三橋町及び大和町を除く)

カ 条件 なし

その2 公示番号 有区第2号

ア 漁場の位置 柳川市橋本町地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度07分37.5秒 東経130度21分57.0秒の点
- (ロ) 北緯33度07分15.9秒 東経130度21分54.0秒の点
- (ハ) 北緯33度07分07.9秒 東経130度21分51.2秒の点
- (ニ) 北緯33度07分04.3秒 東経130度21分45.1秒の点
- (ホ) 北緯33度07分04.5秒 東経130度21分35.2秒の点
- (ヘ) 北緯33度07分25.7秒 東経130度21分34.0秒の点
- (ト) 北緯33度07分59.4秒 東経130度21分34.1秒の点
- (チ) 北緯33度07分59.4秒 東経130度21分36.1秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

カ 条件 なし

その3 公示番号 有区第3号

ア 漁場の位置 柳川市橋本町地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度07分16.8秒 東経130度22分13.0秒の点
- (ロ) 北緯33度05分46.8秒 東経130度21分49.6秒の点
- (ハ) 北緯33度05分51.8秒 東経130度21分40.8秒の点
- (ニ) 北緯33度07分31.7秒 東経130度21分59.6秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

カ 条件 なし

その4 公示番号 有区第4号

ア 漁場の位置 柳川市橋本町地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度06分32.1秒 東経130度22分53.5秒の点
- (ロ) 北緯33度05分48.3秒 東経130度21分51.2秒の点
- (ハ) 北緯33度07分15.6秒 東経130度22分13.4秒の点
- (ニ) 北緯33度06分59.7秒 東経130度22分27.9秒の点
- (ホ) 北緯33度06分53.4秒 東経130度22分24.3秒の点
- (ヘ) 北緯33度06分46.2秒 東経130度22分35.7秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

カ 条件 なし

その5 公示番号 有区第5号

ア 漁場の位置 柳川市橋本町地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度06分14.3秒 東経130度23分02.0秒の点
- (ロ) 北緯33度05分59.8秒 東経130度22分42.8秒の点
- (ハ) 北緯33度06分13.7秒 東経130度22分28.3秒の点
- (ニ) 北緯33度06分27.7秒 東経130度22分48.5秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

カ 条件 なし

その6 公示番号 有区第6号

ア 漁場の位置 柳川市橋本町地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ル)、(ヲ)、(ワ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域(ただし、(ロ)、(ハ)、(ル)、(ヲ)及び(ロ)の各点並びに(ニ)、(ホ)、(リ)、(ヌ)及び(ニ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域を除く。)

- (イ) 北緯33度05分59.0秒 東経130度22分41.9秒の点
- (ロ) 北緯33度05分46.0秒 東経130度22分24.0秒の点
- (ハ) 北緯33度05分45.2秒 東経130度22分23.0秒の点
- (ニ) 北緯33度05分32.2秒 東経130度22分05.5秒の点
- (ホ) 北緯33度05分31.6秒 東経130度22分04.7秒の点
- (ヘ) 北緯33度05分24.4秒 東経130度21分55.2秒の点
- (ト) 北緯33度05分39.1秒 東経130度21分53.0秒の点
- (チ) 北緯33度05分43.3秒 東経130度21分50.4秒の点
- (リ) 北緯33度05分44.1秒 東経130度21分51.6秒の点
- (ヌ) 北緯33度05分46.8秒 東経130度21分50.0秒の点
- (ル) 北緯33度05分59.5秒 東経130度22分07.9秒の点
- (ヲ) 北緯33度06分00.3秒 東経130度22分09.0秒の点
- (ワ) 北緯33度06分12.9秒 東経130度22分27.2秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

カ 条件 なし

その7 公示番号 有区第7号

ア 漁場の位置 柳川市橋本町地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度05分57.1秒 東経130度23分20.4秒の点
- (ロ) 北緯33度05分40.8秒 東経130度23分02.7秒の点
- (ハ) 北緯33度05分59.1秒 東経130度22分43.7秒の点
- (ニ) 北緯33度06分13.4秒 東経130度23分02.9秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

カ 条件 なし

その8 公示番号 有区第8号

ア 漁場の位置 柳川市橋本町地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ル)、(ヲ)、(ワ)、(カ)、(ヨ)、及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域(ただし、(ハ)、(ニ)、(ワ)、(カ)及び(ハ)の各点並びに(ト)、(チ)、(ル)、(ヲ)及び(ト)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域を除く。)

- (イ) 北緯33度05分40.1秒 東経130度23分01.6秒の点
- (ロ) 北緯33度05分31.8秒 東経130度22分45.5秒の点
- (ハ) 北緯33度05分28.6秒 東経130度22分42.4秒の点
- (ニ) 北緯33度05分27.7秒 東経130度22分41.6秒の点
- (ホ) 北緯33度05分23.4秒 東経130度22分37.4秒の点
- (ヘ) 北緯33度05分17.9秒 東経130度22分32.2秒の点
- (ト) 北緯33度05分12.1秒 東経130度22分26.6秒の点
- (チ) 北緯33度05分11.2秒 東経130度22分26.1秒の点
- (リ) 北緯33度04分53.3秒 東経130度22分01.9秒の点
- (ヌ) 北緯33度05分23.2秒 東経130度21分55.5秒の点
- (ル) 北緯33度05分30.7秒 東経130度22分05.5秒の点
- (ヲ) 北緯33度05分31.3秒 東経130度22分06.4秒の点
- (ワ) 北緯33度05分45.1秒 東経130度22分25.0秒の点
- (カ) 北緯33度05分44.4秒 東経130度22分24.0秒の点
- (ヨ) 北緯33度05分58.3秒 東経130度22分42.6秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

カ 条件 なし

その9 公示番号 有区第9号

ア 漁場の位置 柳川市大和町地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度05分24.8秒 東経130度23分19.1秒の点
- (ロ) 北緯33度05分16.3秒 東経130度23分10.0秒の点
- (ハ) 北緯33度05分31.6秒 東経130度22分50.1秒の点

(二) 北緯33度05分37.3秒 東経130度23分03.1秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

カ 条件 なし

その10 公示番号 有区第10号

ア 漁場の位置 柳川市大和町地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯33度05分15.5秒 東経130度23分09.0秒の点

(ロ) 北緯33度04分53.0秒 東経130度22分44.7秒の点

(ハ) 北緯33度05分08.4秒 東経130度22分24.8秒の点

(ニ) 北緯33度05分31.0秒 東経130度22分48.8秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

カ 条件 なし

その11 公示番号 有区第11号

ア 漁場の位置 柳川市大和町地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ル)、(ワ)、(ヲ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域(ただし(ロ)、(ハ)、(ル)、(ワ)及び(ロ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域を除く。)

(イ) 北緯33度04分51.7秒 東経130度22分43.4秒の点

(ロ) 北緯33度04分30.9秒 東経130度22分21.0秒の点

(ハ) 北緯33度04分27.7秒 東経130度22分20.0秒の点

(ニ) 北緯33度04分05.6秒 東経130度21分55.9秒の点

(ホ) 北緯33度04分11.7秒 東経130度21分48.7秒の点

(ヘ) 北緯33度04分29.4秒 東経130度21分51.3秒の点

(ト) 北緯33度04分21.5秒 東経130度22分01.7秒の点

(チ) 北緯33度04分22.8秒 東経130度22分03.1秒の点

(リ) 北緯33度04分31.8秒 東経130度21分51.5秒の点

(ヌ) 北緯33度04分39.1秒 東経130度21分52.6秒の点

(ル) 北緯33度04分44.6秒 東経130度21分58.3秒の点

(ワ) 北緯33度04分46.8秒 東経130度22分00.5秒の点

(ヲ) 北緯33度05分07.1秒 東経130度22分23.5秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市



カ 条件 なし

その12 公示番号 有区第12号

ア 漁場の位置 柳川市大和町地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度05分09.3秒 東経130度23分42.9秒の点
- (ロ) 北緯33度04分59.2秒 東経130度23分32.0秒の点
- (ハ) 北緯33度05分15.3秒 東経130度23分11.2秒の点
- (ニ) 北緯33度05分25.4秒 東経130度23分22.2秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

カ 条件 なし

その13 公示番号 有区第13号

ア 漁場の位置 柳川市大和町地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度04分58.2秒 東経130度23分31.0秒の点
- (ロ) 北緯33度04分36.1秒 東経130度23分06.9秒の点
- (ハ) 北緯33度04分52.1秒 東経130度22分46.1秒の点
- (ニ) 北緯33度05分14.6秒 東経130度23分10.3秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

カ 条件 なし

その14 公示番号 有区第14号

ア 漁場の位置 柳川市大和町地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)、(ヌ)、(ル)、(ヲ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域(ただし(ロ)、(ハ)、(ヌ)、(ル)及び(ロ)の各点並びに(ニ)、(ホ)、(チ)、(リ)及び(ニ)を順次に結んだ直線によって囲まれた区域を除く。)

- (イ) 北緯33度04分34.7秒 東経130度23分05.4秒の点
- (ロ) 北緯33度04分13.9秒 東経130度22分43.0秒の点
- (ハ) 北緯33度04分11.3秒 東経130度22分41.2秒の点
- (ニ) 北緯33度03分48.4秒 東経130度22分16.5秒の点
- (ホ) 北緯33度03分47.6秒 東経130度22分15.6秒の点
- (ヘ) 北緯33度03分36.7秒 東経130度22分03.9秒の点
- (ト) 北緯33度04分01.1秒 東経130度21分46.5秒の点
- (チ) 北緯33度04分10.0秒 東経130度21分47.9秒の点

- (リ) 北緯33度04分04.9秒 東経130度21分56.9秒の点
- (ヌ) 北緯33度04分26.9秒 東経130度22分21.1秒の点
- (ル) 北緯33度04分29.9秒 東経130度22分22.3秒の点
- (ヲ) 北緯33度04分50.7秒 東経130度22分44.6秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

カ 条件 なし

その15 公示番号 有区第15号

ア 漁場の位置 柳川市大和町地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度05分04.3秒 東経130度24分06.8秒の点
- (ロ) 北緯33度04分46.9秒 東経130度23分47.9秒の点
- (ハ) 北緯33度04分58.2秒 東経130度23分33.2秒の点
- (ニ) 北緯33度05分15.5秒 東経130度23分52.0秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

カ 条件 なし

その16 公示番号 有区第16号

ア 漁場の位置 柳川市大和町地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度04分46.0秒 東経130度23分46.9秒の点
- (ロ) 北緯33度04分23.6秒 東経130度23分22.8秒の点
- (ハ) 北緯33度04分35.1秒 東経130度23分08.2秒の点
- (ニ) 北緯33度04分57.2秒 東経130度23分32.3秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

カ 条件 なし

その17 公示番号 有区第17号

ア 漁場の位置 柳川市大和町地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度04分22.3秒 東経130度23分21.4秒の点

- (ロ) 北緯33度04分01.4秒 東経130度22分59.0秒の点  
 (ハ) 北緯33度04分12.8秒 東経130度22分44.2秒の点  
 (ニ) 北緯33度04分33.8秒 東経130度23分06.7秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

カ 条件 なし

その18 公示番号 有区第18号

ア 漁場の位置 柳川市大和町地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域(ただし(ロ)、(ハ)、(ヘ)、(ト)及び(ロ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域を除く。)

- (イ) 北緯33度03分58.7秒 東経130度22分57.2秒の点  
 (ロ) 北緯33度03分36.1秒 東経130度22分32.7秒の点  
 (ハ) 北緯33度03分35.2秒 東経130度22分31.8秒の点  
 (ニ) 北緯33度03分20.2秒 東経130度22分15.6秒の点  
 (ホ) 北緯33度03分35.2秒 東経130度22分05.0秒の点  
 (ヘ) 北緯33度03分46.4秒 東経130度22分17.1秒の点  
 (ト) 北緯33度03分47.2秒 東経130度22分18.1秒の点  
 (チ) 北緯33度04分10.0秒 東経130度22分42.7秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

カ 条件 なし

その19 公示番号 有区第19号

ア 漁場の位置 柳川市大和町地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度04分51.3秒 東経130度24分24.0秒の点  
 (ロ) 北緯33度04分33.6秒 東経130度24分05.0秒の点  
 (ハ) 北緯33度04分45.8秒 東経130度23分49.1秒の点  
 (ニ) 北緯33度05分03.3秒 東経130度24分08.1秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

カ 条件 なし

その20 公示番号 有区第20号

ア 漁場の位置 柳川市大和町地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度04分32.7秒 東経130度24分04.1秒の点
- (ロ) 北緯33度04分10.5秒 東経130度23分39.8秒の点
- (ハ) 北緯33度04分22.7秒 東経130度23分24.1秒の点
- (ニ) 北緯33度04分45.0秒 東経130度23分48.1秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

カ 条件 なし

その21 公示番号 有区第21号

ア 漁場の位置 柳川市大和町地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度04分09.1秒 東経130度23分38.4秒の点
- (ロ) 北緯33度03分48.4秒 東経130度23分15.8秒の点
- (ハ) 北緯33度04分00.5秒 東経130度23分00.2秒の点
- (ニ) 北緯33度04分21.3秒 東経130度23分22.7秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

カ 条件 なし

その22 公示番号 有区第22号

ア 漁場の位置 柳川市大和町地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域(ただし(ロ)、(ハ)、(ヘ)、(ト)及び(ロ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域を除く。)

- (イ) 北緯33度03分46.0秒 東経130度23分13.5秒の点
- (ロ) 北緯33度03分23.7秒 東経130度22分49.2秒の点
- (ハ) 北緯33度03分22.7秒 東経130度22分48.2秒の点
- (ニ) 北緯33度03分03.7秒 東経130度22分27.4秒の点
- (ホ) 北緯33度03分19.2秒 東経130度22分16.4秒の点
- (ヘ) 北緯33度03分34.4秒 東経130度22分32.9秒の点
- (ト) 北緯33度03分35.3秒 東経130度22分33.8秒の点
- (チ) 北緯33度03分57.9秒 東経130度22分58.3秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市  
 カ 条件 なし

その23 公示番号 有区第23号

ア 漁場の位置 柳川市大和町地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度04分41.0秒 東経130度24分37.9秒の点
- (ロ) 北緯33度04分24.0秒 東経130度24分31.9秒の点
- (ハ) 北緯33度04分18.0秒 東経130度24分25.5秒の点
- (ニ) 北緯33度04分32.5秒 東経130度24分06.2秒の点
- (ホ) 北緯33度04分50.3秒 東経130度24分25.3秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市  
 カ 条件 なし

その24 公示番号 有区第24号

ア 漁場の位置 柳川市大和町地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度04分16.9秒 東経130度24分24.4秒の点
- (ロ) 北緯33度03分54.7秒 東経130度24分00.2秒の点
- (ハ) 北緯33度04分09.5秒 東経130度23分41.1秒の点
- (ニ) 北緯33度04分31.7秒 東経130度24分05.3秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市  
 カ 条件 なし

その25 公示番号 有区第25号

ア 漁場の位置 柳川市大和町地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度03分53.4秒 東経130度23分58.7秒の点
- (ロ) 北緯33度03分32.5秒 東経130度23分36.2秒の点
- (ハ) 北緯33度03分47.4秒 東経130度23分17.1秒の点
- (ニ) 北緯33度04分08.2秒 東経130度23分40.0秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市  
 カ 条件 なし

その26 公示番号 有区第26号

ア 漁場の位置 柳川市大和町地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度03分30.3秒 東経130度23分33.7秒の点
- (ロ) 北緯33度03分08.3秒 東経130度23分09.6秒の点
- (ハ) 北緯33度03分22.9秒 東経130度22分50.2秒の点
- (ニ) 北緯33度03分45.2秒 東経130度23分14.5秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市  
 カ 条件 なし

その27 公示番号 有区第27号

ア 漁場の位置 柳川市大和町地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度03分07.3秒 東経130度23分08.6秒の点
- (ロ) 北緯33度02分43.0秒 東経130度22分42.2秒の点
- (ハ) 北緯33度03分02.7秒 東経130度22分28.1秒の点
- (ニ) 北緯33度03分22.0秒 東経130度22分49.2秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市  
 カ 条件 なし

その28 公示番号 有区第28号

ア 漁場の位置 柳川市大和町地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度04分20.3秒 東経130度24分30.0秒の点
- (ロ) 北緯33度03分56.0秒 東経130度24分23.9秒の点
- (ハ) 北緯33度03分43.4秒 東経130度24分15.0秒の点
- (ニ) 北緯33度03分53.7秒 東経130度24分01.5秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

カ 条件 なし

その29 公示番号 有区第29号

ア 漁場の位置 柳川市大和町地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯33度03分41.8秒 東経130度24分13.8秒の点

(ロ) 北緯33度03分17.1秒 東経130度23分56.3秒の点

(ハ) 北緯33度03分31.5秒 東経130度23分37.3秒の点

(ニ) 北緯33度03分52.4秒 東経130度24分00.1秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

カ 条件 なし

その30 公示番号 有区第30号

ア 漁場の位置 柳川市大和町地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯33度03分14.9秒 東経130度23分53.7秒の点

(ロ) 北緯33度02分52.0秒 東経130度23分30.6秒の点

(ハ) 北緯33度03分07.4秒 東経130度23分10.6秒の点

(ニ) 北緯33度03分29.5秒 東経130度23分34.8秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

カ 条件 なし

その31 公示番号 有区第31号

ア 漁場の位置 大牟田市地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯33度02分51.1秒 東経130度23分29.7秒の点

(ロ) 北緯33度02分29.0秒 東経130度23分07.3秒の点

(ハ) 北緯33度02分31.0秒 東経130度23分04.9秒の点

(ニ) 北緯33度02分26.3秒 東経130度22分54.0秒の点

(ホ) 北緯33度02分42.0秒 東経130度22分42.9秒の点

(ヘ) 北緯33度03分06.4秒 東経130度23分09.6秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで
〃	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

- エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
- カ 条件 なし

その32 公示番号 有区第32号

- ア 漁場の位置 柳川市大和町地先
- イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度03分50.9秒 東経130度24分28.0秒の点
- (ロ) 北緯33度03分41.8秒 東経130度24分32.4秒の点
- (ハ) 北緯33度03分34.4秒 東経130度24分32.4秒の点
- (ニ) 北緯33度03分18.8秒 東経130度24分26.3秒の点
- (ホ) 北緯33度03分13.5秒 東経130度24分22.6秒の点
- (ヘ) 北緯33度03分17.8秒 東経130度24分12.4秒の点
- (ト) 北緯33度03分11.0秒 東経130度24分07.5秒の点
- (チ) 北緯33度03分16.1秒 東経130度23分57.4秒の点
- (リ) 北緯33度03分52.9秒 東経130度24分23.8秒の点

- ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

- エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
- カ 条件 なし

その33 公示番号 有区第33号

- ア 漁場の位置 大牟田市地先
- イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度03分00.2秒 東経130度24分18.9秒の点
- (ロ) 北緯33度02分28.2秒 東経130度24分04.0秒の点
- (ハ) 北緯33度02分51.3秒 東経130度23分31.7秒の点
- (ニ) 北緯33度03分14.4秒 東経130度23分55.0秒の点
- (ホ) 北緯33度03分07.9秒 東経130度24分04.5秒の点
- (ヘ) 北緯33度03分09.5秒 東経130度24分06.0秒の点

- ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

- エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市
- カ 条件 なし

その34 公示番号 有区第34号

- ア 漁場の位置 大牟田市地先
- イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)、(チ)、(リ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度02分27.2秒 東経130度24分03.3秒の点



- (ロ) 北緯33度02分09.2秒 東経130度23分51.7秒の点
- (ハ) 北緯33度02分15.3秒 東経130度23分42.8秒の点
- (ニ) 北緯33度02分27.9秒 東経130度23分35.2秒の点
- (ホ) 北緯33度02分24.9秒 東経130度23分32.7秒の点
- (ヘ) 北緯33度02分12.4秒 東経130度23分39.5秒の点
- (ト) 北緯33度02分09.6秒 東経130度23分36.9秒の点
- (チ) 北緯33度02分28.6秒 東経130度23分08.9秒の点
- (リ) 北緯33度02分50.3秒 東経130度23分30.8秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

カ 条件 なし

その35 公示番号 有区第35号

ア 漁場の位置 みやま市高田町地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度04分31.9秒 東経130度24分52.9秒の点
- (ロ) 北緯33度04分16.3秒 東経130度24分56.7秒の点
- (ハ) 北緯33度03分53.6秒 東経130度24分32.2秒の点
- (ニ) 北緯33度03分56.5秒 東経130度24分27.7秒の点
- (ホ) 北緯33度04分40.4秒 東経130度24分42.7秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

カ 条件 なし

その36 公示番号 有区第36号

ア 漁場の位置 大牟田市地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度03分31.6秒 東経130度25分12.6秒の点
- (ロ) 北緯33度03分26.8秒 東経130度25分07.8秒の点
- (ハ) 北緯33度03分51.9秒 東経130度24分32.2秒の点
- (ニ) 北緯33度04分14.9秒 東経130度24分56.8秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

カ 条件 なし

その37 公示番号 有区第37号

ア 漁場の位置 大牟田市地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度03分25.8秒 東経130度25分06.8秒の点
- (ロ) 北緯33度03分09.0秒 東経130度24分50.0秒の点
- (ハ) 北緯33度03分21.4秒 東経130度24分32.4秒の点
- (ニ) 北緯33度03分34.5秒 東経130度24分37.1秒の点
- (ホ) 北緯33度03分51.0秒 東経130度24分31.3秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

カ 条件 なし

その38 公示番号 有区第38号

ア 漁場の位置 大牟田市地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度03分07.7秒 東経130度24分48.6秒の点
- (ロ) 北緯33度02分49.4秒 東経130度24分30.3秒の点
- (ハ) 北緯33度02分55.5秒 東経130度24分21.7秒の点
- (ニ) 北緯33度03分09.0秒 東経130度24分25.4秒の点
- (ホ) 北緯33度03分19.8秒 東経130度24分31.7秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

カ 条件 なし

その39 公示番号 有区第39号

ア 漁場の位置 大牟田市地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度02分48.0秒 東経130度24分29.0秒の点
- (ロ) 北緯33度02分30.7秒 東経130度24分11.8秒の点
- (ハ) 北緯33度02分53.7秒 東経130度24分20.9秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

カ 条件 なし

その40 公示番号 有区第40号

ア 漁場の位置 大牟田市地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯33度03分30.9秒 東経130度25分12.8秒の点

(ロ) 北緯33度03分20.4秒 東経130度25分16.6秒の点

(ハ) 北緯33度03分26.4秒 東経130度25分08.3秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

カ 条件 なし

その41 公示番号 有区第41号

ア 漁場の位置 大牟田市地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯33度03分18.4秒 東経130度25分17.3秒の点

(ロ) 北緯33度02分51.8秒 東経130度25分14.2秒の点

(ハ) 北緯33度03分08.7秒 東経130度24分50.6秒の点

(ニ) 北緯33度03分25.4秒 東経130度25分07.3秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

カ 条件 なし

その42 公示番号 有区第42号

ア 漁場の位置 大牟田市地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯33度02分50.4秒 東経130度25分13.1秒の点

(ロ) 北緯33度02分29.7秒 東経130度24分58.0秒の点

(ハ) 北緯33度02分49.0秒 東経130度24分30.8秒の点

(ニ) 北緯33度03分07.3秒 東経130度24分49.2秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

カ 条件 なし

その43 公示番号 有区第43号

ア 漁場の位置 大牟田市地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度02分28.5秒 東経130度24分57.1秒の点
- (ロ) 北緯33度02分04.6秒 東経130度24分41.1秒の点
- (ハ) 北緯33度02分04.2秒 東経130度24分08.2秒の点
- (ニ) 北緯33度02分06.4秒 東経130度24分02.0秒の点
- (ホ) 北緯33度02分29.3秒 東経130度24分11.2秒の点
- (ヘ) 北緯33度02分47.7秒 東経130度24分29.5秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市  
カ 条件 なし

その44 公示番号 有区第44号

ア 漁場の位置 大牟田市地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度01分44.4秒 東経130度24分21.0秒の点
- (ロ) 北緯33度01分19.9秒 東経130度23分50.5秒の点
- (ハ) 北緯33度01分39.1秒 東経130度23分32.7秒の点
- (ニ) 北緯33度01分54.2秒 東経130度23分50.8秒の点
- (ホ) 北緯33度01分57.2秒 東経130度24分08.2秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市  
カ 条件 なし

その45 公示番号 有区第45号

ア 漁場の位置 大牟田市地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度01分41.1秒 東経130度24分21.2秒の点
- (ロ) 北緯33度01分21.3秒 東経130度24分43.6秒の点
- (ハ) 北緯33度00分58.8秒 東経130度24分15.8秒の点
- (ニ) 北緯33度01分04.1秒 東経130度24分10.3秒の点
- (ホ) 北緯33度00分56.2秒 東経130度24分00.7秒の点
- (ヘ) 北緯33度01分11.0秒 東経130度23分43.7秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

カ 条件 なし

その46 公示番号 有区第46号

ア 漁場の位置 大牟田市地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度00分59.2秒 東経130度24分21.0秒の点
- (ロ) 北緯33度00分40.6秒 東経130度24分29.0秒の点
- (ハ) 北緯33度00分22.4秒 東経130度23分39.2秒の点
- (ニ) 北緯33度00分27.5秒 東経130度23分36.6秒の点
- (ホ) 北緯33度00分42.2秒 東経130度23分35.0秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

カ 条件 なし

その47 公示番号 有区第48号

ア 漁場の位置 大牟田市地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯32度59分58.9秒 東経130度23分47.0秒の点
- (ロ) 北緯33度00分08.4秒 東経130度24分28.7秒の点
- (ハ) 北緯33度00分05.3秒 東経130度24分29.9秒の点
- (ニ) 北緯32度59分55.8秒 東経130度23分48.0秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

カ 条件 なし

その48 公示番号 有区第301号

ア 漁場の位置 柳川市橋本町地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度06分51.4秒 東経130度22分36.5秒の点
- (ロ) 北緯33度06分48.1秒 東経130度22分43.2秒の点
- (ハ) 北緯33度06分52.3秒 東経130度22分45.9秒の点
- (ニ) 北緯33度06分55.7秒 東経130度22分38.5秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第3種区画漁業	あさり地まき式養殖業	1月1日から12月31日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

カ 条件 なし

その49 公示番号 有区第302号

ア 漁場の位置 柳川市大和町地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度05分21.1秒 東経130度23分46.8秒の点
- (ロ) 北緯33度05分16.4秒 東経130度23分42.7秒の点
- (ハ) 北緯33度05分15.7秒 東経130度23分42.1秒の点
- (ニ) 北緯33度05分25.4秒 東経130度23分28.4秒の点
- (ホ) 北緯33度05分28.9秒 東経130度23分33.8秒の点
- (ヘ) 北緯33度05分25.6秒 東経130度23分39.2秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第3種区画漁業	あさり地まき式養殖業	1月1日から12月31日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

カ 条件 なし

その50 公示番号 有区第303号

ア 漁場の位置 大牟田市地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度03分42.8秒 東経130度25分10.9秒の点
- (ロ) 北緯33度03分24.2秒 東経130度25分18.1秒の点
- (ハ) 北緯33度03分15.4秒 東経130度25分20.6秒の点
- (ニ) 北緯33度03分16.7秒 東経130度25分25.3秒の点
- (ホ) 北緯33度03分24.8秒 東経130度25分22.9秒の点
- (ヘ) 北緯33度03分43.0秒 東経130度25分15.2秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第3種区画漁業	あさり地まき式養殖業	1月1日から12月31日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

カ 条件 なし

その51 公示番号 有区第304号

ア 漁場の位置 柳川市橋本町地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

- (イ) 北緯33度07分23.4秒 東経130度22分06.5秒の点
- (ロ) 北緯33度07分22.7秒 東経130度22分13.5秒の点
- (ハ) 北緯33度07分14.6秒 東経130度22分12.0秒の点
- (ニ) 北緯33度07分08.7秒 東経130度22分10.5秒の点
- (ホ) 北緯33度07分09.3秒 東経130度22分03.8秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第3種区画漁業	あさり地まき式養殖業	1月1日から12月31日まで

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

カ 条件 なし

その52 公示番号 有区第305号

ア 漁場の位置 大牟田市地先

イ 漁場の区域 次の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)及び(イ)の各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域

(イ) 北緯33度01分39.5秒 東経130度24分57.5秒の点

(ロ) 北緯33度01分28.8秒 東経130度24分43.1秒の点

(ハ) 北緯33度01分36.6秒 東経130度24分34.9秒の点

(ニ) 北緯33度01分47.4秒 東経130度24分49.3秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	あさり養殖業	1月1日から12月31日まで
第3種区画漁業	あさり地まき式養殖業	〃

エ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

オ 関係地区 久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町及び高田町並びに大牟田市

カ 条件 なし

(3) 保全沿岸漁場に関する事項

設定なし

2 漁場の図面  
別添のとおり

3 漁業の免許予定日  
令和5年9月1日

4 3に係る申請期間  
令和5年6月14日から同年7月14日まで

5 免許の存続期間  
共同漁業権については、令和5年9月1日から令和15年8月31日まで  
区画漁業権については、令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

6 類似漁業権以外の漁業権  
有区第31号、有区第305号

※漁場の区域の表示に用いた緯度・経度は、全て世界測地系の数値である。



# 福岡県有明海区共同漁業権漁場図





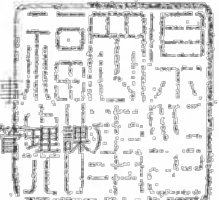
# 福岡県有明海区区画漁業権漁場図



4漁管第4937号  
令和5年3月17日

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 殿

福岡県知事  
(農林水産部水産局漁業管理課)



福岡県漁業調整規則の一部改正について (諮問)

漁業法(昭和24年法律第267号)第119条第8項及び水産資源保護法  
第4条第7項(昭和26年法律第313号)の規定により、下記のことについ  
て諮問します。

記

福岡県漁業調整規則(令和2年福岡県規則第62号)の一部を次のとおり改正  
する。(別紙案のとおり)



福岡県漁業調整規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和〇年〇月〇日

福岡県知事 服部 誠太郎

### 福岡県規則第〇号

#### 福岡県漁業調整規則の一部を改正する規則

福岡県漁業調整規則（令和二年福岡県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第一号、第八号、第十号、第十七号、第十八号及び第二十一号」を「第一号から第三号まで、第十号、第十二号、第十九号、第二十号及び第二十三号」に改め、第二十三号を第二十五号とし、第十五号から第二十二号までを二号ずつ繰り下げ、同項第十四号中「第六号」を「第八号」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十三号中「限る」を「限る。」に改め、同号を同項第十五号とし、同項中第十二号を第十四号とし、第十一号を第十三号とし、同項第十号中「第十二号」を「第十四号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、同項第七号中「第九号」を「第十一号」に改め、同号を同項第九号とし、同項中第六号を第八号とし、第二号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

- 一 あわび漁業 海面においてあわびをとることを目的とする漁業（第二十一号に掲げる潜水器漁業を除く。）
- 二 なまこ漁業 海面においてなまこをとることを目的とする漁業（小型機船底びき網漁業及び第二十一号に掲げる潜水器漁業を除く。）

第四条第二項及び第八条第一項中「第二号から第十九号」を「第四号から第二十一号」に改める。

第十五条第二項第一号中「第二十三号」を「第二十五号」に改める。

第二十一条第二項の表中「おちのり網漁業」を「あわび漁業、なまこ漁業、おちのり網漁業」に改める。

第三十八条第一項の表中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号から第二十二号までを一号ずつ繰り上げ、第二十三号を削り、第二十四号を第二十二号とし、第二十五号から第三十八号までを二号ずつ繰り上げ、同条第二項中「第二十四号から第三十八号」を「第二十二号から第三十六号」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三十八条の改正規定は、令和五年九月一日から施行する。



## 福岡県漁業調整規則改正理由及び改正内容

漁業管理課

### 【改正理由】

#### 1 知事許可漁業（あわび漁業及びなまこ漁業）の追加（規則第4条、第8条、第15条、第21条）関係

福岡県の海面において、漁業権が設定されていない海面において、特定水産動植物であるあわび及びなまこを採捕する漁業を営むことができるよう、知事許可漁業としてあわび漁業及びなまこ漁業を規定するもの。

#### 2 特定水産動植物（あわび、なまこ）の採捕禁止規定の整理（規則第38条関係）

漁業法などの一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号。以下「改正漁業法」という。）の施行により、組合員行使権や漁業の許可等に基づく場合を除いてあわび及びなまこの採捕は禁止された。これに伴い、福岡県漁業調整規則（以下「規則」という。）において定められたあわび及びなまこの採捕禁止期間は、実質的に漁業者のみにかかる規定となったが、漁業者に対する規制については、漁業権の免許内容や許可の条件等で規制することが望ましいため、令和5年9月1日に予定されている漁業権の一斉切り替えにあわせて、あわび及びなまこの採捕禁止期間については、規則から削除し、漁業権の免許内容等により規制する形に改めるもの。

### 【改正内容】

#### 1. 知事許可漁業（あわび漁業及びなまこ漁業）の追加（規則第4条）

##### （1）趣旨及び必要性

- ・令和2年12月1日に改正漁業法が施行されたことにより、漁業法第132条第1項において、特定水産動植物に、あわび及びなまこ等が指定され、これらの採捕は漁業権や漁業の許可等に基づく場合を除き、禁止。
- ・法改正後、一部の漁業者から、港湾整備等に伴って漁業権が放棄された区域（以下、「放棄区域」という。資料1～7）での、あわび及びなまこの採捕について質問があったが、県は漁業権に基づかない同魚種の採捕は違反である旨を指導。
- ・令和4年4月以降、漁業権の切替にむけた行使の確認を行った際、同様の意見が各所でなされ、その都度指導したが、確認を進めるにつれて、法改正以前は半ば自由漁業として行われていた実態が明らかとなり、県としても、除外区域でのあわび及びなまこの有効利用を図るためにはあわび漁業及びなまこ漁業の知事許可漁業の創設を検討。
- ・本県は筑前海区、有明海区及び豊前海区を有し、それぞれに放棄区域が存在し、特に筑前海区の放棄区域ではあわび及びなまこ資源が定着していることを確認（資料8）。
- ・放棄区域では、令和2年の改正漁業法施行前まで、あわび、なまこを採捕する海士（海

女・あま) 部会の自主規制として休漁期間や体長制限等を設け [資料 9]、漁業権漁場だけでなく放棄区域においてもこれら自主規制を遵守。なお、この間、港湾管理者とのトラブルの情報はない。

- ・このため、改正漁業法施行前の漁業実態に即するよう、あわび漁業及びなまこ漁業を新たに許可漁業の対象として規定し、従来の漁法である素潜りや磯見に限定したうえで水産資源の有効活用に努めるもの。
- ・許可の制限措置としては、漁法は、素潜りや磯見に限定し、漁業時期は漁業権免許上で規定した期間とし、操業区域は放棄区域のうち、港湾管理者との協議が整った区域に限ることを検討中。

## (2) 漁業調整上の支障

- ・令和 5 年 12 月 6 日に隣県の佐賀県、山口県、大分県及び熊本県に規則改正の趣旨を説明し、各県了承。

## (3) 水産資源の保護培養上の支障

- ・福岡県のあわびは主に徒手採捕によって採捕されており、その漁獲量は平成 23 年から令和 2 年の 10 年間で 38 トンから 65 トンの範囲内で推移 [資料 10]。
- ・なまこは主に小型機船底びき網及び潜水器漁業によって採捕されており、令和元年以降の農林統計で約 140 トン前後で推移。[資料 10]。
- ・あわび、なまこを採捕する海士 (海女) 部会において、休漁などの自主規制を設けて資源保護に取り組むとのことであるため、引き続き水産資源の保護培養を図ることが可能。

## 2 許可又は起業の認可の申請に関する漁業の種類 (規則第 8 条関係)

- ・あわび漁業及びなまこ漁業は必ずしも船舶を使用するとは限らず、また、漁法である磯見や素潜りは船舶の性能により漁獲能力が左右されないことから、対人・対船許可ではなく、対人許可と規定。

## 3 許可の有効期間 (規則第 15 条関係)

- ・あわび漁業及びなまこ漁業の漁法は素潜りや磯見。
- ・その発達程度は今後大きく変動しないことや漁業調整上の問題も少ないことを勘案し、安定的な許可制度の運用や中長期的な経営を見据え、漁業生産力の発展につながるようにするため、許可の有効期間は 5 年。

## 4 資源管理の状況等の報告 (規則第 21 条関係)

- ・あわび漁業及びなまこ漁業は、中型まき網漁業や小型機船底びき網漁業のように漁獲効率が高く資源に与える影響が大きい漁業種類ではないため、漁業者への負担を抑えるために、表中の「毎年の漁業時期終了の翌月末日まで」とする。

## 5 特定水産動植物（あわび、なまこ）の採捕禁止規定の整理（第38条関係）

- ・あわび、なまこの体長制限並びに禁止期間については、規則制定当初から規定されるが、残存する資料では規定した明確な理由は不明。
- ・しかしながら、11月から12月は九州北部沿岸域におけるあわび類の産卵期、4月から9月はなまこ類の産卵期及び夏眠期に該当するため、あわび類及びなまこ類の保護培養を図ることが目的と推察。（資料11、12）
- ・改正漁業法の施行前は、漁業権の設定されていない海面での遊漁者によるあわび・なまこを制限するため、規則にて採捕禁止期間を規定。
- ・改正漁業法施行後、漁業法第132条の規定によりあわびやなまこ等が特定水産動植物に指定されたため、遊漁者等に対する制限を規則において規定する必要性なし。
- ・また、漁業者による採捕も、漁業権や漁業許可に基づくものに限定されたことから、漁業権の免許内容や許可制限措置等によって規定する方向で検討中。
- ・については、あわび、なまこの採捕禁止期間（あわび：11月1日から12月20日まで、なまこ：4月1日から9月30日まで）については、令和5年9月1日に予定されている漁業権の一斉切替に併せて規則の規定から除外。両魚種の採捕時期は漁業権の漁業の時期及び漁業許可の漁業時期にて制限する予定。

### (1) 漁業調整上の支障

- ・令和5年12月6日に隣県の佐賀県、山口県、大分県及び熊本県に規則改正の趣旨を説明し、各県了承。

### (2) 水産資源の保護培養上の支障

- ・本改正は規則上の採捕禁止期間を一部削除するものの、漁業権の免許内容や漁業許可の条件等で同様の規制を設けるため、水産資源保護培養上の支障なし。

## 6 所要の規定の見直し

- ・第4条第1項第15号括弧書き中の「限る」について、他の条文と平仄を合わせる観点から、句点を付して「限る。」に改める。

## 7 施行期日

### (1) 知事許可漁業（あわび漁業及びなまこ漁業）の追加（規則第4条、第8条、第15条第21条）関係

- ・本改正は、漁業権に基づかないあわび、なまこの採捕を知事許可で対応しようとするものであり、申請期間等の公示を速やかに行う必要があるため、公布日から施行する。

### (2) 特定水産動植物（あわび、なまこ）の採捕禁止規定の整理（第38条関係）

- ・本改正にあたっては、漁業権の切替えにあわせた対応が必要となるため、切替え後の漁業権の免許予定日である令和5年9月1日から施行することとする。





改正案

現行

<p>（知事による漁業の許可）</p> <p>第四条 法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業（第一号から第三号まで、第十号、第十二号、第十九号、第二十号及び第二十三号に掲げる漁業にあつては、組合員行使権者が営む当該組合員行使権の内容たる当該漁業を除く。）を営もうとする者は、同項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 あわび漁業 海面においてあわびをとることを目的とする漁業（第二十一号に掲げる潜水器漁業を除く。）</p> <p>三 なまこ漁業 海面においてなまこをとることを目的とする漁業（小型機船底びき網漁業及び第二十一号に掲げる潜水器漁業を除く。）</p> <p>四 八 （略）</p> <p>九 刺し網漁業 海面において刺し網により行う漁業（次号に掲げる固定式刺し網漁業及び第十一号に掲げるげんしき網漁業を除く。）</p> <p>十 十一 （略）</p> <p>十二 敷網漁業 海面において敷網により行う漁業（第十四</p>	<p>（知事による漁業の許可）</p> <p>第四条 法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業のほか、次に掲げる漁業（第一号、第八号、第十号、第十七号、第十八号及び第二十二号に掲げる漁業にあつては、組合員行使権者が営む当該組合員行使権の内容たる当該漁業を除く。）を営もうとする者は、同項の規定に基づき、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>二 六 （略）</p> <p>七 刺し網漁業 海面において刺し網により行う漁業（次号に掲げる固定式刺し網漁業及び第九号に掲げるげんしき網漁業を除く。）</p> <p>八 九 （略）</p> <p>十 敷網漁業 海面において敷網により行う漁業（第十二号</p>
--	--

号に掲げるあんこう網漁業を除く。)

十三、十四 (略)

十五 小型いかつり漁業 海面において総トン数五トン以上三十トン未満の船舶を使用して釣り(いかをとることを目的とするものに限る)により行う漁業

十六 しいらづけ漁業 海面においてしいらづけにより行う漁業(総トン数五トン以上四十トン未満の船舶を使用してまき網により行う漁業及び第八号に掲げる小型まき網漁業を除く。)

十七、二十五 (略)

2 前項の許可は、法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業又は前項第四号から第二十一号までに掲げる漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに受けなければならない。

(許可又は起業の認可の申請)

第八条 許可又は起業の認可を受けようとする者は、法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業又は第四条第一項第四号から第二十一号までに掲げる漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

に掲げるあんこう網漁業を除く。)

十一、十二 (略)

十三 小型いかつり漁業 海面において総トン数五トン以上三十トン未満の船舶を使用して釣り(いかをとることを目的とするものに限る)により行う漁業

十四 しいらづけ漁業 海面においてしいらづけにより行う漁業(総トン数五トン以上四十トン未満の船舶を使用してまき網により行う漁業及び第六号に掲げる小型まき網漁業を除く。)

十五、二十三 (略)

2 前項の許可は、法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業又は前項第二号から第十九号までに掲げる漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに受けなければならない。

(許可又は起業の認可の申請)

第八条 許可又は起業の認可を受けようとする者は、法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業又は第四条第一項第二号から第十九号までに掲げる漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶等ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一〇六 (略)  
2 (略)

(許可の有効期間)

第十五条 許可の有効期間は、次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、前条第二項(第一号を除く。)の規定によつて許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。

- 一 法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業及び第四条第一項第二号から第二十五号までに掲げる漁業

五年  
二 (略)  
2 (略)

(資源管理の状況等の報告)

第二十一条 許可を受けた者は、次の表の上欄に掲げる知事許可漁業の種類に区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる期限までに、次項各号に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

知事許可漁業の種類	期限
小型機船底びき網漁業、瀬戸内海 機船船びき網漁業及び中型まき網	翌月の末日まで

一〇六 (略)  
2 (略)

(許可の有効期間)

第十五条 許可の有効期間は、次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、前条第二項(第一号を除く。)の規定によつて許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。

- 一 法第五十七条第一項の農林水産省令で定める漁業及び第四条第一項第二号から第二十三号までに掲げる漁業

五年  
二 (略)  
2 (略)

(資源管理の状況等の報告)

第二十一条 許可を受けた者は、次の表の上欄に掲げる知事許可漁業の種類に区分に応じ、それぞれ下欄に掲げる期限までに、次項各号に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

知事許可漁業の種類	期限
小型機船底びき網漁業、瀬戸内海 機船船びき網漁業及び中型まき網	翌月の末日まで

改正案

漁業	うなぎ稚魚漁業	翌月の十日まで
	あわび漁業、なまこ漁業、おちのり網漁業、底びき網漁業、ごち網漁業、機船船びき網漁業、小型まき網漁業、刺し網漁業、固定式刺し網漁業、げんしき網漁業、敷網漁業、集魚灯利用すくい網漁業、あんこう網漁業、小型いかつり漁業、しいらづけ漁業、空釣なわ漁業、延なわ漁業、かご漁業、たこつぼ漁業、潜水器漁業、地びき網漁業、小型定置網漁業、建干網漁業及び簡易潜水器漁業	毎年 の漁業時期終了 の翌月末日まで

2 (略)

第三十八条 何人も、次の表の上欄に掲げる水産動物を、同表の中欄に掲げる期間中、同表の下欄に掲げる区域において採捕してはならない。

水産動物	禁止期間	禁止区域
一〇十一 (略)	(略)	(略)

現行

漁業	うなぎ稚魚漁業	翌月の十日まで
	おちのり網漁業、底びき網漁業、ごち網漁業、機船船びき網漁業、小型まき網漁業、刺し網漁業、固定式刺し網漁業、げんしき網漁業、敷網漁業、集魚灯利用すくい網漁業、あんこう網漁業、小型いかつり漁業、しいらづけ漁業、空釣なわ漁業、延なわ漁業、かご漁業、たこつぼ漁業、潜水器漁業、地びき網漁業、小型定置網漁業、建干網漁業及び簡易潜水器漁業	毎年 の漁業時期終了 の翌月末日まで

2 (略)

第三十八条 何人も、次の表の上欄に掲げる水産動物を、同表の中欄に掲げる期間中、同表の下欄に掲げる区域において採捕してはならない。

水産動物	禁止期間	禁止区域
一〇十一 (略)	(略)	(略)

改正案

(削る)	(削る)	(削る)
十二(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)
二十二(略)	(略)	(略)

2 第四条第一項第一号に掲げるうなぎ稚魚漁業の許可に基づいて採捕する場合又は内水面において区画漁業を内容とする漁業権若しくはこれに係る組合員行使権に基づいて採捕する場合は、前項の表の第一号、第二号及び第二十二号から第三十六号までの規定は適用しない。

3 (略)

現行

十二 あわび(殻長十センチメートルを超えるものに限る。)	十一月一日から十二月二十日まで	海面
十三(略)	(略)	(略)
二十三 なまこ	四月一日から九月三十日まで	海面
二十四(略)	(略)	(略)

2 第四条第一項第一号に掲げるうなぎ稚魚漁業の許可に基づいて採捕する場合又は内水面において区画漁業を内容とする漁業権若しくはこれに係る組合員行使権に基づいて採捕する場合は、前項の表の第一号、第二号及び第二十四号から第三十八号までの規定は適用しない。

3 (略)



## 海区漁業調整委員会規程 (抜粋)

筑前海区漁業調整委員会  
福岡県豊前海区漁業調整委員会 告示第2号  
福岡県有明海区漁業調整委員会

海区漁業調整委員会規程を漁業法施行令(昭和25年政令第30号以下「令」と云う。)  
第25条第3項の規定に基づき次のように定める。

昭和51年9月28日

筑前海区漁業調整委員会会長	鎌田 穰
福岡県豊前海区漁業調整委員会会長	安部 清
福岡県有明海区漁業調整委員会会長	亀崎 政雄

海区漁業調整委員会規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、漁業法(昭和25年法律第267号。以下「法」という。その他法令に定める場合を除くほか海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の会議等に関し必要な事項を定める。

### (委員会)

第2条 委員会は、委員10名をもって組織する。

2 専門の事項を調査審議させるために必要があるときは、委員会に専門委員を置くことができる。

3 専門委員は、学識経験のある者の中から福岡県知事が選任する。

(会長、副会長及びその職務)

第3条 委員会に会長及び副会長1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、その職務を代行する。

### (会長等の任期)

第4条 会長及び副会長の任期は、2年とし再任されることができる。

2 会長及び副会長は、任期が満了の場合においても後任者が就任するまでの間はなおその職務を行う。

## 漁業法（抜粋）

（構成）

第137条 海区漁業調整委員会は、委員をもつて組織する。

- 2 海区漁業調整委員会に会長を置く。会長は委員が互選する。ただし、委員が会長を互選することができないときは、都道府県知事が委員の中からこれを選任する。
- 3 海区漁業調整委員会は、その所掌事務を行うにつき会長を不適當と認めるときは、その決議によりこれを解任することができる。
- 4 都道府県知事は、専門の事項を調査審議させるために必要があると認めるときは、委員会に専門委員を置くことができる。
- 5 専門委員は、学識経験がある者の中から、都道府県知事が選任する。
- 6 委員会には、書記又は補助員を置くことができる。



## 第22期第2回福岡県連合海区漁業調整委員会次第

- 1 日 時 令和5年3月7日(火) 14時00分から
  
- 2 場 所 海区漁業調整委員会室  
福岡市博多区東公園7-7  
電話 092-643-3557
  
- 3 議 題
  - (1) 福岡県資源管理方針の一部改正について(諮問)  
資料1
  - (2) 個人情報保護法改正に伴う関係規程の整備について(協議)  
資料2
  - (3) 海区漁業調整委員会公聴会規程の一部改正について(協議)  
資料3
  - (4) その他
  
- 4 追 加 議 題
  - (1) 海区漁業調整委員会事務局の設置等に関する規則の一部改正について(協議)  
追加資料1

## 福岡県資源管理方針の一部改正について（諮問）

### 【概要】

- ・令和2年12月1日に漁業法(昭和24年法律第267号)が改正され、本県では法第14条第1項の規定に基づき「福岡県資源管理方針」を策定。
- ・現行の福岡県資源管理方針では、特定水産資源以外の水産資源について、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせる資源管理を行うものと定められている。
- ・今回、特定水産資源以外の水産資源で、福岡県資源管理指針に記載されている9種及び、研究所により科学的なデータが蓄積されている4種について、具体的な資源管理方針を別紙に追加。

### 【資源管理方針（別紙）に追加された魚種】

#### ○資源管理指針に記載されている魚種 9種類

まだい、とらふぐ、けんさきいか、こういか、あわび、はまぐり、まだこ、さわら（豊前）、がざみ（有明海）

#### ○研究所により科学的なデータが蓄積されている魚種 4種

ぶり、ひらめ、さわら（筑前）、はも（豊前海）

### 例（別紙2-13）

#### 第1 水産資源

がざみ福岡県海域（有明海）

#### 第2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される資源水準を中位以上に維持することを目指す。なお、国による資源評価が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標などを資源管理の方向性とする。

#### 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

福岡県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

#### 第4 その他資源管理に関する重要事項

なし

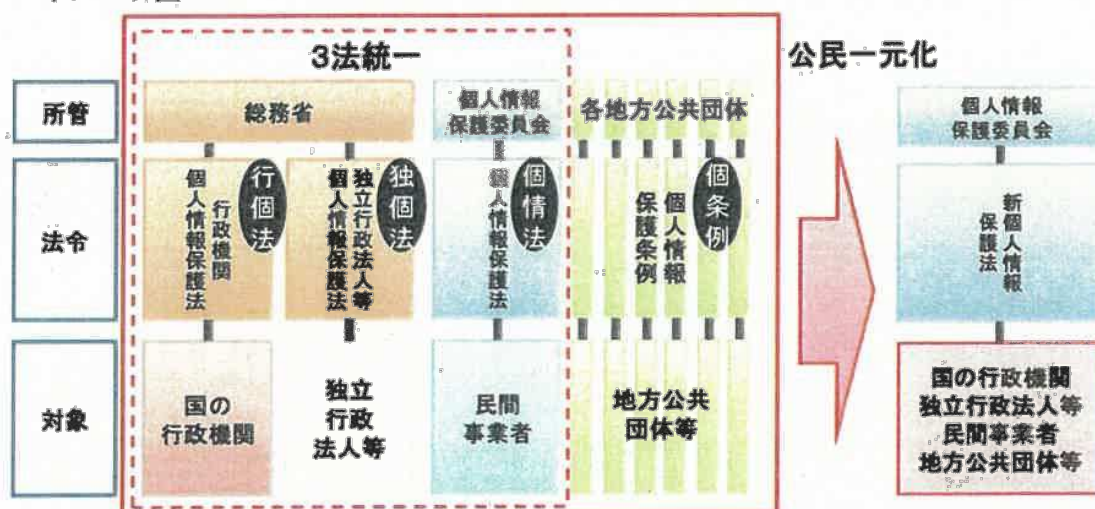
## 個人情報保護法\*改正に伴う関係規程の整備について

### 1. 個人情報保護法の改正について

これまでの個人情報保護法制は、国においては、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者のそれぞれを対象とした個人情報保護法が整備され、地方公共団体においては、各自治体で個人情報保護条例が制定されていた。

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）」により、3つの個人情報保護法が統合されるとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても、統合後の個人情報保護法に基づき、令和5年4月1日から全国的な共通ルールが適用されることとなった。

#### イメージ図



### 2. 関係規程の整備

#### ①福岡県個人情報の保護に関する法律施行条例 (R5.4.1施行)

令和4年12月議会において可決成立(福岡県個人情報保護条例は今年度末で廃止)  
→海区漁業調整委員会(内水面漁場管理委員会)は、条例における実施機関\*と規定されているため、委員会での手続き等は不要。

#### ②海区漁業調整委員会における個人情報の保護に関する法律施行規程

#### ③海区漁業調整委員会が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程

→知事の例によると規定する必要あり(今回協議)。

※個人情報保護法 正式名称は「個人情報の保護に関する法律」

※実施機関 県の機関(知事、公営企業の管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会をいう。)及び県が設立した地方独立行政法人(福岡県個人情報の保護に関する法律施行条例第2条)

海区漁業調整委員会公聴会規程(新旧対照表)

現 行	改 正 後(案)
<p>海区漁業調整委員会公聴会規程</p> <p>第1条～第12条 (略)</p> <p>(公聴会の記録)</p> <p>第13条 公聴会においては、その経過について次に掲げる事項を記録し、会長が署名押印する。</p> <p>(略)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1～3 (略)</p>	<p>海区漁業調整委員会公聴会規程</p> <p>第1条～第12条 (略)</p> <p>(公聴会の記録)</p> <p>第13条 公聴会においては、その経過について次に掲げる事項を記録し、会長が署名又は記名押印する。</p> <p>(略)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 この告示は、令和5年3月 日 (公報登載日) から施行する。</p>

## 海区漁業調整委員会事務局の設置等に関する規則（抜粋）

筑前海区漁業調整委員会

福岡県有明海区漁業調整委員会 規則第1号

福岡県豊前海区漁業調整委員会

（書記の設置）

第4条 事務局に書記を置く。

2 委員会の事務処理上必要があると認めるときは、書記を市町村に駐在させることができる。

（書記の職）

第5条 書記の職として、次の表の上欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。

事務局長	委員会の会長(以下「会長」という。)の命を受け、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
主幹（新設）	上司の命を受け、事務局の事務を処理するとともに、培われた知識、技術、経験を活かし、事務局長を補佐する。
企画主査	上司の命を受け、事務局長を補佐し、調査、計画立案等の事務を処理する。
指導主査（新設）	上司の命を受け、事務を処理するとともに、培われた知識、技術、経験を活かし職員を指導する。
事務主査	上司の命を受け、事務を処理する。
技術主査	上司の命を受け、技術を処理する。
主任主事	上司の命に従い、複雑な事務に従事する。
主事	上司の命に従い、事務に従事する。
主任技師	上司の命に従い、複雑な技術に従事する。
技師	上司の命に従い、技術に従事する。



## 令和4年度ノリ養殖経過（3月28日時点）

### 1 採苗

- ・ 採苗は10月26日から開始、29日までに概ね順調に終了

### 2 育苗・冷凍網入庫

- ・ 採苗前の10月19日からの珪藻の赤潮化に伴い栄養塩が低水準で推移したことから、干潮時に栄養塩が高く分布する岸寄りの漁場で育苗し、海況の回復を待ったが、珪藻の増殖が長期化したため、11月初めから特に塩塚川以東の漁場で重度の色落ち状態となり、生長の遅れ、葉体にくびれや縮れが発生
- ・ 冷凍入庫は、塩塚川以西は11月18日から、塩塚川以東は11月24日から行われたが、上記のとおり葉体の質は不良

### 3 秋芽網生産

- ・ 秋芽網の摘採は、塩塚川以西の漁場は11月24日、塩塚川以東の漁場は11月27日頃から開始され、12月30日の撤去までに3~4回の摘採
- ・ 珪藻赤潮の発生が長期間持続し、降雨も少なかったため、栄養塩は低水準で推移し、塩塚川以東の漁場を中心に色落ちが進行
- ・ また11月後半から水温が下がらなかったため、あかぐされ病が蔓延し、品質も低下

### 4 冷凍網生産

- ・ 冷凍網張り込みは1月3日から開始され、摘採は1月10日から開始
- ・ 増殖状態が継続していた珪藻は、年末にいったん終息傾向を示したが、1月4日に急増したことから栄養塩は減少し、1月23日まで低水準で推移
- ・ 色落ちは1月10日に全域で発生したことから、冷凍網期1回目の入札に出品されたノリは低品質
- ・ あかぐされ病は1月20日の降雨のため病勢が増し、重症化。その後、一部の漁場で一時的に回復するものの、漁期を通じて蔓延状態が継続
- ・ 1月24日に強い低気圧の影響で、最大風速が20m/sec超と台風並の強風が吹き、ノリ網や支柱の破損等が発生。特に強風をまともに受けた大牟田地区の被害が大
- ・ 珪藻は、1月下旬以降はほぼなくなり、栄養塩も全域で高水準で推移し、海況はようやく安定し、これ以降の色落ちは確認されず
- ・ あかぐされ病及び強風の被害等により、2月初めから生産を中止する漁家が増え、張り込み網数は2月終わりで約半数、3月中旬で約1割
- ・ 3月初旬から中旬にかけて一部漁場で三期作の網の張り込みが開始され、3月中旬から下旬にかけて収穫。栄養塩が回復したため品質は良好
- ・ 4月5日までに網の撤去、4月21日までに支柱の撤去を終える予定

### 5 生産状況

- ・ 第8回共販までの生産累計は以下の通り

生産枚数	6億2千5百万枚	(過去5年同期比 50%)
生産金額	104億1千7百万円	(過去5年同期比 67%)
平均単価	16.66円	(過去5年同期比+4.06円)

